

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 事業税(第十条―第三十五条の四の三)</p> <p>第三節～第五節 略</p> <p>第六節 ゴルフ場利用税(第四十条―第四十一条)</p> <p>第七節 略</p> <p>第八節 軽油引取税(第四十三条―第四十三条の二十)</p> <p>第九節 自動車税(第四十四条―第四十四条の三)</p> <p>第十節 釵区税(第四十五条)</p> <p>第十一節 道府県法定外普通税(第四十五条の二―第四十五条の二の五)</p> <p>第三章 市町村の普通税</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 固定資産税(第四十九条―第五十二条の十七)</p> <p>第二節の二 軽自動車税(第五十二条の十八)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 道府県の普通税</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 事業税(第十条―第三十五条の四)</p> <p>第三節～第五節 略</p> <p>第六節 ゴルフ場利用税(第四十条・第四十一条)</p> <p>第七節 略</p> <p>第七節の二 軽油引取税(第四十三条―第四十三条の二十)</p> <p>第八節 自動車税(第四十四条・第四十五条)</p> <p>第九節 道府県法定外普通税(第四十五条の二―第四十五条の二の四)</p> <p>第三章 市町村の普通税</p> <p>第一節 略</p> <p>第二節 固定資産税(第四十九条―第五十二条の十五)</p>

第三節 略

第四節 釵産税（第五十三条の八―第五十四条の十一）
第五節及び第六節 略

第三章の二 狩猟税（第五十五条）

第三章の三 削除

第三章の四 入湯税（第五十六条の十一―第五十六条の十三）

第三章の五 第五章 略

附則

第二章 道府県の普通税

第一節 道府県民税

（内国信託会社等が支払を受ける利子等）

第七条の四の六 略

2 略

（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第七条の四の七 道府県の徴税吏員は、法第二十六条第三項の規定により

物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該

物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所

その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当

該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

第三節 略

第四節 釵産税（第五十四条―第五十四条の十一）
第五節及び第六節 略

第三章の二及び第三章の三 削除

第三章の四 入湯税（第五十六条の十三の二・第五十六条の十三の三）

第三章の五 第五章 略

附則

第二章 道府県の普通税

第一節 道府県民税

（内国信託会社等が支払を受ける利子等）

第七条の四の六 略

2 略

2 道府県の徴税吏員は、法第二十六条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(事業に専ら従事する親族の範囲)

第七条の五 略

2及び3 略

(外国の所得税等の額の控除)

第七条の十九 略

2と6 略

7 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書

に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合(第二項、第四項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(事業に専ら従事する親族の範囲)

第七条の五 略

2及び3 略

(外国の所得税等の額の控除)

第七条の十九 略

2と6 略

7 法第三十七条の三の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第四十五条の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで

に提出されたものを含む。)に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合(第二項、第四項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。）（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にか

(法第五十三条第一項前段の法人税割額)

第八条の六 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（以下この条において「予定申告に係る法人税割額」という。）は、同項に規定する予定申告法人（以下この条において「予定申告法人」という。）の当該道府県民税の申告書に係る事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同じ。）開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額（これらの法人税割額の課税標準となる法人税割額のうち租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額にこれらの法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）に六を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。）（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る法人税割額は、前項の規定にか

かわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税割額のうち）に租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の九第四項、第十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税

かわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度に係る法人税割額（その課税標準となる法人税割額のうち）に租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該加算された金額又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額）をいう。以下この条において同じ。）に乘じて当該確定法人税

割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定める

割額の計算の基礎となつた法人税額の課税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額（法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。）の課税標準の算定期間（当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。）（次号及び次項において「確定法人税割額の算定期間」という。）の月数で除して得た金額

二 略

3 5 略

6 前各項の規定は、法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。この場合において、第一項中「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と、「租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額」とあるのは「個別帰属特別控除取戻税額等」と、「当該加算された金額」とあるのは「当該個別帰属特別控除取戻税額等」と読み替えるものとする。

（法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の九 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定める

ところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項

、第六十八条の十一第五項、第

六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合において、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区

ところにより計算した金額（次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。）は、同条第二項に規定する連結法人（次項、第三項及び次条第一項において「連結法人」という。）の前連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（法人税法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。）

）で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該前連結事業年度の連結確定申告書（法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項第一号及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の

十の二第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第

六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）に六を乗じて得た金額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合において、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十二項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のう

分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 前連結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項及び第八条の十二において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十二項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第二項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のう

ち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち）に租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の第十

第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第

五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3 及び 4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち）に租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の

ち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち）に租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の第十

第五項、第六十八条の十の二第五項、第六十八条の十一第五項、第六

十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額

二 略

3 及び 4 略

（法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定したもの（当該金額のうち）に租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第四十二条の

六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等)

第八条の十二 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額には、同条第二項の規定により当該法人の欠損金額(同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び第八条の二十一において同じ。)とみなされたもの(当該法人の同法第十五条の第二項に規定する最初連結事業年度(第三項及び第八条の十五において「最初連結事業年度」という。)の開始の日後に法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条、第八条の十五及び第八条の十六において「適格合併等」という。)が行われた場合の欠損金額を除く。)及び法人税法第五十七条第六項の規定により欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第四項及び第五項の規定によりないものとされたものを含むものとする。

2 略

3 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十八条第一項の災害損失欠損金額(以下この項において「災害損失欠損金額」という。)には、

六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とする。

2 略

(法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等)

第八条の十二 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十七条第一項の欠損金額には、同条第二項の規定により当該法人の欠損金額(同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び第八条の二十一において同じ。)とみなされたもの(当該法人の同法第十五条の第二項に規定する最初連結事業年度(第三項及び第八条の十五において「最初連結事業年度」という。)の開始の日後に法第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条、第八条の十五及び第八条の十六において「適格合併等」という。)が行われた場合の欠損金額を除く。)及び法人税法第五十七条第五項の規定により欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第四項の規定によりないものとされたものを含むものとする。

2 略

3 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十八条第一項の災害損失欠損金額(以下この項において「災害損失欠損金額」という。)には、

同条第二項の規定により当該法人の災害損失欠損金額とみなされたもの（当該法人の最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。）を含むものとし、同条第三項の規定によりないものとされたものを含まないものとする。

4 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十八条第一項の災害損失欠損金額は、当該災害損失欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同条第五項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書（当該法人が連結子法人である場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書）が提出されている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとする。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項

、第四十二条の六第五項

、第四十二条の九
第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

同条第二項の規定により当該法人の災害損失欠損金額とみなされたもの（当該法人の最初連結事業年度の開始の日後に適格合併等が行われた場合の災害損失欠損金額を除く。）を含むものとする。

4 法第五十三条第五項に規定する法人税法第五十八条第一項の災害損失欠損金額は、当該災害損失欠損金額の生じた事業年度について当該法人の同条第四項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書が提出され、かつ、その後において連続して当該法人の確定申告書又は連結確定申告書（当該法人が連結子法人である場合にあつては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の連結確定申告書）が提出されている場合における当該災害損失欠損金額に限るものとする。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十三 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第

五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九

第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2
略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額の特例)

第八条の十四 法第五十三条第五項の法人を同条第七項に規定する被合併法人等(以下この条から第八条の十六までにおいて「被合併法人等」という。)とする特例適格合併等(法第五十三条第五項の法人(法人税法第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。以下この条において同じ。))の最初連結期間(法人税法第五十七条第九項第一号に規定する「最初連結期間」をいう。以下この条において同じ。)内に当該法人を被合併法人とする適格合併(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、当該最初連結期間開始の日に行われるものを除く。)が行われた場合の当該適格合併及び法第五十三条第五項の法人の最初連結期間内に当該法人の残余財産が確定した場合(当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。)の当該残余財産の確定をいう。以下この条及び第四十八条の十一の三において同じ。)が行われた場合における当該被合併法人等に係る法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「最初連結事業年度終了の日(二以上の)」とあるのは「特例適格合併等の日の前日(当該特例適格合併等の日の前日前に」と、「場合には」とあるのは「場合の当該最初連結事業年度前に生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額については」とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件)

第八条の十五 法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、適格

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額の特例)

第八条の十四 法第五十三条第五項の法人を同条第七項に規定する被合併法人等(以下この条から第八条の十六までにおいて「被合併法人等」という。)とする特例適格合併等(法第五十三条第五項の法人(法人税法第八十一条の九第二項第一号に規定する特定連結子法人以外の連結子法人に限る。以下この条において同じ。))の最初連結期間(法人税法第五十七条第八項第一号に規定する「最初連結期間」をいう。以下この条において同じ。)内に当該法人を被合併法人とする適格合併(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を合併法人とするものに限るものとし、当該最初連結期間開始の日に行われるものを除く。)が行われた場合の当該適格合併及び法第五十三条第五項の法人の最初連結期間内に当該法人の残余財産が確定した場合(当該残余財産の確定の日が当該最初連結期間の終了の日である場合を除く。)の当該残余財産の確定をいう。以下この条及び第四十八条の十一の三において同じ。)が行われた場合における当該被合併法人等に係る法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「最初連結事業年度終了の日(二以上の)」とあるのは「特例適格合併等の日の前日(当該特例適格合併等の日の前日前に」と、「場合には」とあるのは「場合の当該最初連結事業年度前に生じた連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額については」とする。

(適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの要件)

第八条の十五 法第五十三条第七項に規定する政令で定める要件は、適格

合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前九年内事業年度のうち同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額（同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。）に係る同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度（当該控除対象個別帰属調整額が当該適格合併の前に当該被合併法人等となる同条第五項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法第五十三条第七項に規定する法人の道府県民税の確定申告書（以下この節において「法人の道府県民税の確定申告書」という。）を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例）

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以

合併等に係る被合併法人等が同項に規定する前七年内事業年度のうち同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額（同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされたものを含む。）に係る同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度（当該控除対象個別帰属調整額が当該適格合併の前に当該被合併法人等となる同条第五項の法人を合併法人とする適格合併（以下この条において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第七項の規定により当該被合併法人等の同条第五項に規定する控除対象個別帰属調整額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。）後最初の最初連結事業年度について法人税法第八十一条の九第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法第五十三条第七項に規定する法人の道府県民税の確定申告書（以下この節において「法人の道府県民税の確定申告書」という。）を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

（適格合併等による控除対象個別帰属調整額の引継ぎの特例）

第八条の十六 適格合併等に係る法第五十三条第五項の法人の同条第七項に規定する合併等事業年度等開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日（以

下この条において「合併法人等九年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）には、当該被合併法人等九年前事業年度開始日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前事業年度開始日に係る被合併法人等との当該適格合併の前九年内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項

下この条において「合併法人等七年前事業年度等開始日」という。）が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属調整額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等七年前事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）には、当該被合併法人等七年前事業年度開始日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前事業年度開始日に係る被合併法人等との当該適格合併の前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあっては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第

、第四十二条の六第五項、第四十二条の九

第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件)

第八条の十八 法第五十三条第十項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において同じ。)が同項に規定する前九年内連結事業年度のうち同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額(同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。)の生じた連結事業年度(当該控除対象個別帰属税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第九項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)

が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九

第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の第三項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの要件)

第八条の十八 法第五十三条第十項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において同じ。)が同項に規定する前七年内連結事業年度のうち同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額(同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされたものを含む。)の生じた連結事業年度(当該控除対象個別帰属税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第九項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)

が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して同条第十項の規定により当該被合併法人等の同条第九項に規定する控除対象個別帰属税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例)

第八条の十九 適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日(以下この条において「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」という。

一)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」という。)後である場合(当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。)には、当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。の)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

(適格合併等による控除対象個別帰属税額の引継ぎの特例)

第八条の十九 適格合併等に係る法第五十三条第九項の法人の同条第十項に規定する合併等事業年度等開始の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日(以下この条において「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」という。

一)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属税額が生じた連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」という。)後である場合(当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。)には、当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。の)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間(当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日の前日までの期間)は、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項

、第四十二条の六第五項、第四十二条の

九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において同じ。)が同項に規定する前九年内事業年度のうち同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額(同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が

(法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の特例)

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの要件)

第八条の二十一 法第五十三条第十三項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定(以下この条及び次条において「適格合併等」という。)に係る同項に規定する被合併法人等(以下この条及び次条において同じ。)が同項に規定する前七年内事業年度のうち同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額(同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度(当該控除対象還付法人税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十二項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。)が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が

確定したことに基因して同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第八条の二十二 適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日(以下この条において「合併法人等九年前事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前事業年度開始日」という。)後である場合(当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。)には、当該被合併法人等九年前事業年度開始日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前事業年度開始日に係る被合併法人

確定したことに基因して同条第十三項の規定により当該被合併法人等の同条第十二項に規定する控除対象還付法人税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併等の日の属する事業年度若しくは連結事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度若しくは連結事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象還付法人税額の引継ぎの特例)

第八条の二十二 適格合併等に係る法第五十三条第十二項の法人の同条第十三項に規定する合併等事業年度等開始の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度開始の日(以下この条において「合併法人等七年前事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内事業年度で同項に規定する控除未済還付法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当該事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等七年前事業年度開始日」という。)後である場合(当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。)には、当該被合併法人等七年前事業年度開始日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該適格合併の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日。以下この条において同じ。)の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前事業年度開始日に係る被合併法人

等の当該適格合併の日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等九年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項

、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

（適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件）

第八条の二十四 法第五十三条第十六項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が同項に規定する前九年内連結事業年度のうち同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の

等の当該適格合併の日前七年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの事業年度又は連結事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算定の特例）

第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で定める額は、租税特別措置法第四十二条の五第五項、第四十二条の五

二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

（適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの要件）

第八条の二十四 法第五十三条第十六項に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この条及び次条において「適格合併等」という。）に係る同項に規定する被合併法人等（以下この条及び次条において同じ。）が同項に規定する前七年内連結事業年度のうち同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額（同条第十六項の

規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた法人税法第二十九条の二に規定する連結欠損金額に係る連結事業年度(当該控除対象個別帰属還付税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十五項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。))が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

第九条 適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の日前九年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日(以下この条において「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前九年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当

規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされたものを含む。)の計算の基礎となつた法人税法第二十九条の二に規定する連結欠損金額に係る連結事業年度(当該控除対象個別帰属還付税額が当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる同条第十五項の法人を合併法人とする適格合併(以下この条において「直前適格合併」という。))が行われたこと又は当該被合併法人等となる同項の法人との間に完全支配関係がある他の法人の残余財産が確定したことに基因して法第五十三条第十六項の規定により当該被合併法人等の同条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額とみなされるものである場合には、当該直前適格合併の日の属する連結事業年度若しくは事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する連結事業年度若しくは事業年度とする。)以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出していることとする。

(適格合併等による控除対象個別帰属還付税額の引継ぎの特例)

第九条 適格合併等に係る法第五十三条第十五項の法人の同条第十六項に規定する合併等事業年度等開始の日前七年以内に開始した連結事業年度又は事業年度のうち最も古い連結事業年度又は事業年度開始の日(以下この条において「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」という。)が当該適格合併等に係る被合併法人等の同項に規定する前七年内連結事業年度で同項に規定する控除未済個別帰属還付税額に係る連結事業年度のうち最も古い連結事業年度開始の日(当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該開始の日が最も早い被合併法人等の当

該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）には、当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等九年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の前日九年内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等九年前連結事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 略

2 11 略

12 第六項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 道府県民税の控除余額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余額（第五項後段の規定によ

該連結事業年度開始の日。以下この条において「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」という。）後である場合（当該適格合併が法人を設立するものである場合を含む。）には、当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日から当該合併法人等七年前連結事業年度等開始日（当該適格合併が法人を設立するものである場合にあつては、当該適格合併の日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日。以下この条において同じ。）の前日までの期間を当該期間に対応する当該被合併法人等七年前連結事業年度開始日に係る被合併法人等の当該適格合併の前日七年内に開始した連結事業年度又は事業年度ごとに区分したそれぞれの期間（当該前日の属する期間にあつては、当該被合併法人等の当該前日の属する連結事業年度又は事業年度開始の日から当該合併法人等七年前事業年度等開始日の前日までの期間）は、当該法人のそれぞれの連結事業年度又は事業年度とみなして、同項の規定を適用する。

（外国の法人税等の額の控除）

第九条の七 略

2 11 略

12 第六項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は道府県民税の控除余額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 道府県民税の控除余額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の道府県民税の控除余額（第五項後段の規定によ

りないものとみなされた額を除く。)に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する

国外所得金額 (

第二十二項第一号において

「国外所得金額」という。)又は同令第五百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額(第二十二項第一号において「個別国外所得金額」という。)

ロ 略

13
26 略

27 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の第三項の規定による更正請求書

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合(第二項、第五項又は第十七項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について

当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合)において、当該申告に

りないものとみなされた額を除く。)に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する

国外所得金額(同令第四百二十二条の二の規定の適用がある場合には

、同条の規定を適用して計算した金額。第二十二項第一号において「国外所得金額」という。)又は同令第五百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額(第二十二項第一号において「個別国外所得金額」という。)

ロ 略

13
26 略

27 法第五十三条第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第四項に規定する申告書

(二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書)で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合(第二項、第五項又は第十七項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について連続して当該金額に関する事項の記載

がある当該申告書を提出している場合)において、当該申告に

係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第九条の八の二 法第五十三条第三十四項に規定する政令で定める金額は

、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の八の三 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定に

よつて更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第三十四項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額

係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、道府県知事において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(道府県民税の仮装経理法人税割額の範囲)

第九条の八の二 法第五十三条第三十五項に規定する政令で定める金額は

、同項に規定する道府県知事の更正により減少する部分の金額で事実を仮装して経理した金額に係るものとする。

(仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に係る延滞金の還付)

第九条の八の三 道府県知事は、法第五十五条第一項又は第三項の規定に

よつて更正した道府県民税額（以下この項において「更正後道府県民税額」という。）が当該事業年度分又は当該連結事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合において、法第五十三条第三十五項の規定により当該更正後道府県民税額に係る同項に規定する仮装経理法人税割額を還付しないとき、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないときであつても、当該道府県民税の中間納付額について納付された法第五十六条第二項又は第六十四条の規定による延滞金があるときは、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金のうち当該仮装経理法人税割額に係る道府県民税の中間納付額に対応するものとして、当該道府県民税の中間納付額について納付された延滞金額に当該道府県民税の中間納付額のうち当該仮装経理法人税割額

の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の四 法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の八の五 道府県知事は、法第五十三条第三十五項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に

の占める割合を乗じて得た金額を還付する。ただし、道府県民税の中間納付額が分割して納付されている場合には、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一及び二 略

2及び3 略

(法第五十三条第三十六項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の四 法第五十三条第三十六項に規定する仮装経理法人税割額がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2 略

(法第五十三条第三十六項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の八の五 道府県知事は、法第五十三条第三十六項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場合には、法人の道府県民税の確定申告書の同項に規定する提出期限(当該提出期限後に法人の道府県民税の確定申告書の提出があつた場合にはその提出の日とし、同項の決定があつた場合にはその決定の日とする。)の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に

じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第五十三条第三十六項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の六 法第五十三条第三十六項第三号に規定する政令で定める
事實は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の七 法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額
がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該
仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には
、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとす
る。

2 略

(法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場
合の還付加算金の計算)

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十八項に規定する仮装経理
法人税割額を還付する場合には、同条第三十六項の規定による還
付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための
支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をす

じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又
は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(法第五十三条第三十七項第三号に規定する政令で定める事実)

第九条の八の六 法第五十三条第三十七項第三号に規定する政令で定める
事實は、次に掲げる事実とする。

一 三 略

(法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理法人税割額の充当)

第九条の八の七 法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理法人税割額
がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該
仮装経理法人税割額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には
、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとす
る。

2 略

(法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理法人税割額を還付する場
合の還付加算金の計算)

第九条の九 道府県知事は、法第五十三条第三十九項に規定する仮装経理
法人税割額を還付する場合には、同条第三十七項の規定による還
付の請求がされた日の翌日以後三月を経過した日からその還付のための
支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当をす

るのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数に
応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し
、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(利子割額控除等不足額の還付の手続)

第九條の九の二 法第五十三條第四十項の規定によつて利子割額控除等
不足額(同條第三十九項に規定する利子割額の控除不足額(同項の規定
による充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当すること
ができなかつた金額に相当する部分に限る。)をいう。以下この節にお
いて同じ。)の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足
額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還
付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務
所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は
事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府
県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五條第一項又は
第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されるこ
ととなつた場合においては、この限りでない。

一 四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、当該請求書
に記載された同項第三号の金額が過大であると認められる理由があると
きを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十項の規
定による還付又は充当の手続をしなければならない。

るのに適することとなつた日があるときは、その日)までの期間の日数
に
応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し
、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

2 略

(利子割額控除等不足額の還付の手続)

第九條の九の二 法第五十三條第四十一項の規定によつて利子割額控除等
不足額(同條第四十項に規定する利子割額の控除不足額(同項の規定
による充当をした場合にあつては、当該充当をしてもなお充当すること
ができなかつた金額に相当する部分に限る。)をいう。以下この節にお
いて同じ。)の還付を受けようとする法人は、当該利子割額控除等不足
額に係る申告書の提出と同時に、次に掲げる事項を記載した請求書に還
付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、これを事務
所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は
事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府
県知事)に提出しなければならない。ただし、法第五十五條第一項又は
第三項の規定による更正によつて利子割額控除等不足額が還付されるこ
ととなつた場合においては、この限りでない。

一 四 略

2 前項の規定による請求書の提出があつた場合においては、当該請求書
に記載された同項第三号の金額が過大であると認められる理由があると
きを除くほか、道府県知事は、遅滞なく、法第五十三條第四十一項の規
定による還付又は充当の手続をしなければならない。

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額について、道府県知事は、第五十三条第四十項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、当該還付すべき利子割額控除等不足額のうち既に還付されることが確定したものは、当該還付すべき利子割額控除等不足額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき利子割額控除等不足額を算定する。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九条の九の六 第五十三条第四十一項の規定により控除することができなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の七 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの

3 第一項ただし書の場合においては、還付すべき利子割額控除等不足額について、道府県知事は、第五十三条第四十一項の規定による還付又は充当の手続をしなければならない。この場合において、当該還付すべき利子割額控除等不足額のうち既に還付されることが確定したものは、当該還付すべき利子割額控除等不足額は、その還付されることが確定した金額だけ減額されたものとみなして、還付すべき利子割額控除等不足額を算定する。

(租税条約の実施に係る控除不足額の充当)

第九条の九の六 第五十三条第四十二項の規定により控除することができなかつた金額(次条において「租税条約の実施に係る控除不足額」という。)がある場合において、未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該控除不足額(次条の規定により加算すべき金額がある場合には、当該金額を加算した額)をその地方団体の徴収金に充当するものとする。

2及び3 略

(租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合の還付加算金の計算)

第九条の九の七 道府県知事は、租税条約の実施に係る控除不足額を還付する場合には、次に掲げる日のいずれか遅い日の翌日からその還付のための支出を決定し、又は前条の規定による充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日があるときは、その日)までの

期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第二十九項（同条第三十一項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第五十三条第三十項（同条第三十一項（同条第三十二項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

一 法第五十三条第三十項（同条第三十二項（同条第三十三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する事業年度若しくは連結事業年度の同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）又は法第五十三条第三十一項（同条第三十二項（同条第三十三項において準用する場合を含む。）においてみなして適用する場合及び同条第三十三項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する当該更正の日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一項の申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）が提出された日（これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にあつてはこれらの申告書の提出期限、法第五十五条第二項の規定による決定をした場合にあつては当該決定をした日）の翌日から起算して一月を経過する日

二 法第五十三条第二十九項又は第三十項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 略

（利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する

二 法第五十三条第三十項又は第三十一項に規定する更正の請求があつた日（更正の請求がない場合にあつては、これらの規定に規定する更正があつた日）の翌日から起算して一年を経過する日

2 略

（利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

第九条の十五 道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前三年度内（交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内）の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
八月	前年度三月から七月までの間に収入した利子割の収入額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。）から、前年度一月から五月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する

	<p>場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第三十九項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に<u>同条第二十二項</u>若しくは<u>第二十三項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第二十六項</u>の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、<u>法第六十五条</u>の第二項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>	十二月
	<p>場合を除く。以下この表において同じ。）の規定により控除し、<u>法第五十三条第四十項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十一項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（前年度一月から五月までの間に<u>同条第二十二項</u>若しくは<u>第二十三項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による更正があつた場合において、<u>法第五十三条第二十六項</u>の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、<u>法第六十五条</u>の第二項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により前年度三月から七月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>	十二月
	<p>八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額から、六月から九月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第二十六項</u>の規定により控除し、<u>同条第三十九項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（六月から九月までの間に<u>同条第二十二項</u>若しくは<u>第二十三項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による</p>	十二月
	<p>八月から十一月までの間に収入した利子割の収入額から、六月から九月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき<u>法第五十三条第二十六項</u>の規定により控除し、<u>同条第四十項</u>の規定により充当し、又は<u>同条第四十一項</u>の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（六月から九月までの間に<u>同条第二十二項</u>若しくは<u>第二十三項</u>の規定による申告書の提出があつた場合又は<u>法第五十五条第一項</u>若しくは<u>第三項</u>の規定による</p>	十二月

	<p>更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
三月	<p>十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額から、十月から十二月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（十月から十二月までの間に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額</p>
	<p>更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により八月から十一月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額</p>
三月	<p>十二月から二月までの間に収入した利子割の収入額から、十月から十二月までの間に提出のあつた法人の道府県民税の申告書に基づき法第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第四十項の規定により充当し、又は同条第四十一項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額（十月から十二月までの間に同条第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書の提出があつた場合又は法第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合において、法第五十三条第二十六項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。）に、法第六十五条の二第一項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により十二月から二月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額</p>

額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額
25 略

第二節 事業税

(徴税吏員の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第二十条の二 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の七第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の七第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の二の十一 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度

額を減額して得た合計額の百分の五十九・四に相当する額
25 略

第二節 事業税

第二十条の二 削除

(会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の二の十一 法第七十二条の十八本文の規定によつて法人の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度

に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第三項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第三項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、法人税法施行令第一百六条の三中「（同項）とあるのは」（地方税法（

昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項」と、同令第一百七十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（同項第三号に掲げる場合には、第一号に掲げる金額を控除した金額）」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」と、同令第一百八条中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」として、これらの規定の例によるものとする。

に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、同条第三項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額」と、法人税法施行令第一百六条の三中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項」と、同令第一百七十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額

）」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」と、同令第一百八条中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法第七十二条の二十三第三項」として、これらの規定の例によるものとする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十条の二の十七 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国法人(以下この節において「特定内国法人」という。)の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額(第二十条の二の十四の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所(以下この項、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十一条の八第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十条の二の二十三、第二十一条の八、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。)の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法)

第二十条の二の十七 法第七十二条の十九後段に規定する同条の特定内国法人(以下この節において「特定内国法人」という。)の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす金額は、当該特定内国法人の付加価値額の総額(第二十条の二の十四の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該特定内国法人の法の施行地外に有する前条の場所(以下この項、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十一条の九第一項及び第二十三条第一項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この条、次条第一項、第二十条の二の二十一第二項、第二十条の二の二十三、第二十一条の九、第二十三条第一項及び第三十五条の三の十において同じ。)の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、法人税法第五十七条第一項中「に算入された」とあるのは「又は個別帰属損金額(第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。)に算入された」と、「第

法人税法第 五十七條第 一項	この項 に算入された	この項又は地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項 又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された 同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十九条第二項 同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十八条第一項 未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目にお
法人税法第 五十七條第 二項	欠損金額（当該被合併法人等が 当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、第四項、第五項又は第九項	「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（地方税法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目にお

次項及び第八項	以下この目
欠損金額に限るものとし、前項	又は第二項の規定により読み替えられた前項
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額
除く。以下この項において「未処理欠損金額」という	除く。）をいう。以下この項において同じ
前項の規定の適用	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用
未処理欠損金額（当該	未処理欠損金額等（当該
当該未処理欠損	当該未処理欠損金額等

、「金額」とあるのは「金額（被合併法人等欠損金額に限る。）」と、「未処理欠損金額にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額とみなし、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日以降に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額」と、同条第三項中「前項に」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む、この項又は第八項）」とあるのは「欠損金額（欠損金額（同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）

法人税法第 三項	五十七條第	法人税法第		金額	金額
	前項に			金額。以下この項において同じ。）（ 被合併法人等欠損金額に限る。）	
未処理欠損金額	未処理欠損金額等	規定により読み替えられた前項に	地方税法施行令第二十条の三第一項の	金額に限る。）にあつては	生じた欠損金額とみなし、当該前九年 内事業年度において生じた未処理欠損 金額等（被合併法人等個別欠損金額に 限る。）は、それぞれ当該未処理欠損 金額等の生じた前九年内事業年度開始 の日の属する当該内国法人の各事業年 度（当該内国法人の合併等事業年度開 始の日以後に開始した当該被合併法人 等の当該前九年内事業年度において生 じた未処理欠損金額等（被合併法人等 個別欠損金額に限る。）にあつては、 当該合併等事業年度の前事業年度）に おいて生じた個別欠損金額とみなす
掲げる欠損金額	掲げる欠損金額等	規定により読み替えられた前項に	地方税法施行令第二十条の三第一項の	金額に限る。）にあつては	生じた欠損金額とみなし、当該前九年 内事業年度において生じた未処理欠損 金額等（被合併法人等個別欠損金額に 限る。）は、それぞれ当該未処理欠損 金額等の生じた前九年内事業年度開始 の日の属する当該内国法人の各事業年 度（当該内国法人の合併等事業年度開 始の日以後に開始した当該被合併法人 等の当該前九年内事業年度において生 じた未処理欠損金額等（被合併法人等 個別欠損金額に限る。）にあつては、 当該合併等事業年度の前事業年度）に おいて生じた個別欠損金額とみなす
欠損金額	欠損金額等	規定により読み替えられた前項に	地方税法施行令第二十条の三第一項の	金額に限る。）にあつては	生じた欠損金額とみなし、当該前九年 内事業年度において生じた未処理欠損 金額等（被合併法人等個別欠損金額に 限る。）は、それぞれ当該未処理欠損 金額等の生じた前九年内事業年度開始 の日の属する当該内国法人の各事業年 度（当該内国法人の合併等事業年度開 始の日以後に開始した当該被合併法人 等の当該前九年内事業年度において生 じた未処理欠損金額等（被合併法人等 個別欠損金額に限る。）にあつては、 当該合併等事業年度の前事業年度）に おいて生じた個別欠損金額とみなす

又は個別欠損金額（同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第五項中「場合又は」とあるのは「場合若しくは」と、「という。」とあるのは「という。」又は第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは同項の内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で同項の内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合」と、「各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）があるときは、当該翌日の属する事業年度以後の各事業年度における第一項」とあるのは「各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた当該内国法人の個別欠損金額（この項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし個別欠損金額」という。）があるときは、当該翌日の属する事業年度又は当該適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属

五十七條第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項
三項第一号	損金の額又は個別帰属損金額
法人税法第五十七條第三項第二号	欠損金額等
法人税法第五十七條第一項の規定の適用	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用
四項	欠損金額等
	欠損金額(第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項、次項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。)

する事業年度以後の各事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)

に於ける同条第一項の規定により読み替えられた第一項」と、「当該連結欠損金個別帰属額は、当該連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度開始の日の属する当該内国法人の」とあるのは「当該内国法人の個別欠損金額は当該内国法人の個別欠損金額が生じた事業年度において生じた欠損金額とみなし、当該みなし個別欠損金額は当該みなし個別欠損金額が生じたものとみなされる」と、同条第六項中「各連結事業年度」とあるのは「各事業年度(連結事業年度に該当する期間に限る。)」と、「連結欠損金個別帰属額を」とあるのは「個別欠損金額を」と、「連結欠損金個別帰属額が生じた連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額が生じた事業年度」と、「同項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項又は第五項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は第五項」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十七條の第二項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項(特定株主等によつて支

								掲げる欠損金額
								掲げる欠損金額等
法人税法第 五十七條第 四項第一号	欠損金額	損金の額	損金の額又は個別帰属損金額 み替えられた第一項	損金の額又は個別帰属損金額				欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項
法人税法第 五十七條第 四項第二号	欠損金額							
法人税法第 五十七條第 五項	第五十九条第一項							地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十九条第一項
法人税法第 五十七條第 六項	場合又は （という。）							場合若しくは （という。）又は第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは同項の内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人で同項の内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合
								各連結事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた当該内

配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において「とあるのは「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一条の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」とあるのは「適用事業年度開始の日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又

<p>当該内国法人の 連結欠損金個別 帰属額（第八十 一条の九第六項 （連結欠損金の 繰越し）に規定 する連結欠損金 個別帰属額をい う。以下この項 及び次項におい て同じ。）があ るときは、当該 翌日の属する事 業年度以後の各 事業年度におけ る第一項</p>	<p>国法人の個別欠損金額（この項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし個別欠損金額」という。）があるときは、当該翌日の属する事業年度又は当該適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）における同条第一項の規定により読み替えられた第一項</p>
<p>当該連結欠損金 個別帰属額は、 当該連結欠損金 個別帰属額が生 じた連結事業年 度開始の日の属 する当該内国法</p>	<p>当該内国法人の個別欠損金額は当該内国法人の個別欠損金額が生じた事業年度において生じた欠損金額とみなし、当該みなし個別欠損金額は当該みなし個別欠損金額が生じたものとみなされる</p>

は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額等」と、「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項」と、同法第五十八条第一項中「（第五十七条第一項」とあるのは「（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、「生じた欠損金額に相当する」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、「又は第五十七条第一項」とあるのは「又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第二項中「含み、次項の規定によりないものとき」とあるのは「含む」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規

	人の	
法人税法第 五十七條第 七項	各連結事業年度 において生じた 連結欠損金額別 帰属額を同項に 規定する前九年 内事業年度にお いて生じた欠損 金額と、連結確 定申告書を青色 申告書である確 定申告書と、当 該連結欠損金額 別帰属額が生じ た連結事業年度 を当該被併法 人又は他の内国 法人の事業年度 同項及び第三項	各事業年度（連結事業年度に該当する 期間に限る。）に係る連結確定申告書 を青色申告書である確定申告書
法人税法第 五十七條第	第一項の規定は	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた第二項及び第三 項 地方税法施行令第二十条の三第一項の規 定により読み替えられた第二項及び第三 項 地方税法施行令第二十条の三第一項の規 定により読み替えられた第一項の規

定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前二項」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、法人税法施行令百十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被併法人等の欠損金額とみなされたものを含む

十項	第二項又は第六項	定は
	第一項の規定を	同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は第六項
法人税法第 五十七條第 十一項	同項ただし書の 規定	同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を
法人税法第 五十七條の 二第一項	生じた欠損金額 前条第二項又は 第六項の規定に より当該内国法 人の欠損金額と みなされたもの を含むものとし 、同条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項
	内国法人のうち 各連結事業年度 の連結所得に対 する法人税を課 される最終の連 結事業年度終了 の日において第	以下この条において

み、同条第四項又は第八項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項の規定によりないものとされたものを除く。以下この目において同じ」と、「欠損金額に」とあるのは「欠損金額等」と、同項第一号中「法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、同項第二号中「同項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第五項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第二項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等」と、同条第五項第一号中「欠損金額（法第五十七條第一項の規定の適用がある

法人税法第	
該当日（第八十	八十一條の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において
該当日	以下この項及び次項第一号
該当日	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項

ものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同項第二号中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）」と、「法第五十七條第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同条第八項中「第五項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項の規定は」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該

<p>五十七條の二第二項</p>	<p>一條の十第一項に規定する該当日を含む。）</p>	<p>欠損金額等</p>
<p>法人税法第五十七條の二第二項第一号</p>	<p>事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額</p>	<p>事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等</p>
<p>適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一条の十第一項に</p>	<p>適用事業年度開始の日</p>	<p>適用事業年度開始の日</p>

適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項又は第五項の規定により当該内国法人」と、同令第九項中「法第五十七條第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第五項」と、同令第十條の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第五項」と、「連結欠損金額個別帰属額（同項に規定する連結欠損金額個別帰属額）」とあるのは「個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額）」と、「連結欠損金額のうち」とあるのは「個別欠損金額のうち」と、同令第十條中「法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額又は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等又は」と、「法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額については」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等については」と、「法第五十七條第二項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項」と、同令第十四項中「同令第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同令百十三條第一項中「同令第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同令第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「欠損金額（同令第一項の規定の適用があるものに限るものとし、当該支配関係事業年度開始の時までに同令第二項又は第五項の規定により当該被合併法人

二第三項	の各事業年度又	した欠損金額等	五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第二号	事業年度又は連	事業年度以前の各事業年度において生	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項	法人税法第五十七條の二	同項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項
------	---------	---------	--------	----	------------------------------------	---------	---------	-------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------	-------------	----	------------------------------------

の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項」と、「損金の額に算入されたもの」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額に算入されたもの」と、「法第五十七條第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、「法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七條第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号」と、同号口中「法第五十七條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項」と、「損金の額に算入された金額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額に算入された金額」と、「同条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同項第三号中「前条第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第五項」と、「規定する欠損金額」

<p>二第五項</p>	<p>法人税法第 五十七條の 欠損等法人若し くは欠損等連結 法人</p>	<p>欠損等法人又は 欠損等連結法人 の適用事業年度</p>	<p>法人税法第 五十七條の 欠損等法人若し くは欠損等連結 法人</p>	<p>欠損等法人若し くは欠損等連結 法人</p>	<p>欠損等法人 欠損等法人の適用事業年度前の各事業 年度において生じた欠損金額等</p>	<p>は各連結事業年 度において生じ た欠損金額又は 連結欠損金個別 帰属額</p>	<p>欠損金額又は連 結欠損金個別帰 属額のうち、こ れらの生じた事 業年度又は連結 事業年度開始の 日が当該欠損等 法人の適用事業 年度又は適用連 結事業年度</p>	<p>欠損金額等のうち、これらの生じた事 業年度開始の日が当該欠損等法人の適 用事業年度</p>
								<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた前条第二項 欠損等法人</p>

とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七條第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七條第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号に掲げる欠損金額」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第三項各号」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「同条第三項各号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号」と、「係る同項各号」とあるのは「係る地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号」と、同条第五項中「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額等」と、

法人税法第 五十八條第 一項	同条第二項	又は適用連結事 業年度前の各事 業年度又は各連 結事業年度にお いて生じた欠損 金額又は連結欠 損金個別帰属額	同条第二項	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた前条第二項	法人税法第 五十七條第 一項	次条第二項	生じた欠損金額 又は個別欠損金額に相 当する	同令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた次条第二項	同令第二十条の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた次項	法人税法第 五十八條第 二項	次項又は第四項	同令第二十条の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた次項

「前項において準用する第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項において準用する同条第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同項第一号中「法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額」と、同項第二号中「欠損金額（同条第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一項）」と、「同条第二項又は第五項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一項」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一項」と、「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」と、同号イ中「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替

前項の規定によ	損金の額	前項の規定の適	用	次条第一項	法人税法第	五十八条第	三項	第一項の規定	法人税法第	五十八条第	五項	第一項の規定は	第二項の規定	第一項の規定を	法人税法第	五十八条第	六項	規定	法人税法第	五十九条第	八十一条の十八	一	
同令第二十条の三第一項又は第二項の規	損金の額又は個別帰属損金額	同条第一項の規定により読み替えられ	た前項の規定の適用	地方税法施行令第二十条の三第一項の	規定により読み替えられた次条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により	読み替えられた第一項の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の	規定により読み替えられた第一項の規	定は	同条第一項の規定により読み替えられ	た第二項の規定	同条第一項の規定により読み替えられ	た第一項の規定を	地方税法施行令第二十条の三第一項の	規定により読み替えられた第一項ただ	し書の規定	個別欠損金額					

えられた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等」と、「支配関係後欠損金額」とあるのは「支配関係後欠損金額等」と、同条第六項中「前項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第四項各号」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項（これらの規定を第四項）」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第項及び第三項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えられた四項）」と、同令百十三条の二第九項中「同項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項に規定する欠損金額等」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第十六項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七条の二第二項、」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項、」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項」と、「未処理欠損金額」とある

<p>第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）</p>	<p>法人税法第五十九条第二項</p>
<p>個別欠損金額</p>	<p>おいて生じた第八十一条の第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）</p>

のは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等」と、「制限対象欠損金額」とあるのは「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七条の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額

<p>ち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)</p>	<p>第五十七条第一項</p>	<p>法人税法第五十九条第三項</p>	<p>前二項 連結事業年度において生じた第八十一条の第十八項に規定する個別欠損金額(当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)</p>
	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前二項の個別欠損金額</p>	

等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同令第一百六条第二項中「法第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、同令第一百六条の二第二項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、同条第二項一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、同条第二項一項の規定により読み替えられた法第五十二条第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、「未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」と、同条第三項中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「欠損金額(同条第二項又は第五項」とあるのは「欠損金額及び個別欠損金額(同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第五項」と、「生じた欠損金額」とあるのは「生じた欠損金額及び個別欠損金額」と、「同条第二項の規定」とあるのは「同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「同令第二十

法人税法第 五十九条第 四項	前三項 地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた前三項
法人税法施 行令第二十 二条第一項	欠損金額（同条 第二項又は第六 項の規定により 当該被合併法人 等の欠損金額と みなされたもの を含み、同条第 四項、第五項又 は第九項の規定 によりないもの とされたものを 除く
	欠損金額等（欠損金額（地方税法施行 令（昭和二十五年政令第二百四十五号 ）第二十条の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条 第二項の規定により当該被合併法人等 の欠損金額とみなされたものを含む。 ）又は個別欠損金額（地方税法（昭和 二十五年法律第二百二十六号）第七十 二条の二十三第三項に規定する個別欠 損金額をいう。以下この目において同 じ。）（同令第二十条の三第一項又は 第二項の規定により読み替えられた法 第五十七条第二項の規定により当該被 合併法人等の個別欠損金額とみなされ たものを含む。）をいい、同令第二十 条の三第一項又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第四項若 しくは第五項の規定によりないものと されたものを除く。以下この目におい て同じ

条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「
 欠損金額に」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額に」と、「生じた
 第五十七条第一項」とあるのは「生じた同令第二十条の三第一項の規定
 により読み替えられた第五十七条第一項」と、「に」とあるのは「
 又は個別欠損金額に」と、同令第一百六条の三第一号中「同項に規定す
 る個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、同令第一百七条の二
 第一号中「同項に規定する個別欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」
 と、同条第二号中「法第五十七条第一項（）」とあるのは「地方税法施行
 令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
 （）」と、「法第五十七条第一項又は」とあるのは「同令第二十条の三第
 一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は」と、同令第
 百十八条第二号中「法第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令
 第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」
 として、これらの規定の例によるものとする。

二条第九項	第一号イ(2)		条第一項ただし書
法人税法施行令第九項	二条第九項	法第五十九条第二項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項
第一号ロ	第一百七条の二第一号		同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一百七条の二第一号
法人税法施行令第九項	二条第九項	法第五十九条第二項又は第三項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項又は第三項
第一号ハ			
法人税法施行令第九項	二条第九項	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
第二号		法第五十八条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項
法人税法施行令第九項	二条第九項	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
第三号			
法人税法施行令第十項	二条第十項	法第五十七条第六項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第六項

法人税法施 行令第一百十	支配関係前未処 理欠損金額	支配関係前未処理欠損金額等
三 条 第 一 項 第 一 号	欠損金額（同条 第一項の規定の 適用があるもの に限るものとし 、当該支配関係 事業年度開始の 時までに同条第 二項又は第六項 の規定により当 該被合併法人等 の欠損金額とみ なされたものを 含み、同条第一 項	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法 施行令第二十条の三第一項又は第二項 の規定により読み替えられた法第五十 七条第一項の規定の適用があるものに 限るものとし、同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項の規定により 当該被合併法人等の欠損金額又は個別 欠損金額とみなされたものを含み、同 令第二十条の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七条 第一項
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額	
法第五十七条第 四項、第五項又 は第九項	同令第二十条の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた法第五十七 条第四項若しくは第五項	
法第五十七条第 三項各号に掲げ る欠損金額	同令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十七条第三項各 号に掲げる欠損金額等	

法人税法施行令第一百 三 条第一項 第二号	支配関係前未処理 欠損金額の合 計額	法第五十七 条第一項	地方税法施行令第二 十 条の三第一項の 規定により読み替 えられた法第五十七 条第三項第一号	欠損金額等は	当該支配関係前未 処理欠損金額等	支配関係前未処理 欠損金額等がある	支配関係前未処理 欠損金額等	支配関係前未処理 欠損金額等	支配関係前未処理 欠損金額等	法人税法施行令第 百 十 三 条第一項 第二号イ	法人税法施行令第 百 十 三 条第一項 第二号	同条第四項、第 一 項	損金の額	同条第二十 条の三第一項又は 第二項の

法人税法施 行令第百十 三条第四項	同項各号に掲げ る欠損金額	同条第三項各号	係る同項各号	同条第五項第一 号	同項各号に掲げ る欠損金額	法人税法施 行令第百十 三条第五項	前項において準 用する第一項	法第五十七條第	法人税法施
欠損金額	た法第五十七條第三項各号	地方税法施行令第二十条の三第一項の規 定により読み替えられた前三項	同令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十七條第四項各 号に掲げる欠損金額等	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた法第五十七 條第三項各号	係る地方税法施行令第二十条の三第一 項の規定により読み替えられた法第五 十七條第三項各号	同令第二十条の三第一項の規定により読 み替えられた前条第五項第一号	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた法第五十七 條第四項各号に掲げる欠損金額等	同令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた前項において準用する 同条第一項の規定により読み替えられ た第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の

行令第百十 三条第五項 第一号	四項各号に掲げ る欠損金額	規定により読み替えられた法第五十七 条第四項各号に掲げる欠損金額等
法人税法施 行令第百十 三条第五項 第二号	欠損金額（同条 第一項 同条第二項又は 第六項	欠損金額等（地方税法施行令第二十条 の三第一項の規定により読み替えられ た法第五十七條第一項 同令第二十條の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十七條第二項又 は第六項
同条第一項	同令第二十條の三第一項又は第二項 の規定により読み替えられた法第五十 七條第一項	損金の額又は個別帰属損金額
損金の額	法第五十七條第 四項、第五項又 は第九項	同令第二十條の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十七條第四項又 は第五項
支配関係前欠損 金額	法第五十七條第 四項第一号に掲 げる欠損金額	支配関係前欠損金額等
同項第二号に掲 げる欠損金額	同令第二十條の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十七條第四項第 一号に掲げる欠損金額等	同令第二十條の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十七條第四項第 一号に掲げる欠損金額等
同項第二号に掲 げる欠損金額	同項第二号に掲 げる欠損金額	同項第二号に掲げる欠損金額等

行令第一百 三条の二第 九項	欠損金額等	規定により読み替えられた法第五十七 条の二第一項に規定する欠損金額等 帳簿価額控除後欠損金額等
法人税法施 行令第一百 三条の二第 三十一項	法第五十七條の 二第二項、 欠損金額に	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた法第五十七 条の二第二項、 欠損金額等に
法人税法施 行令第一百 三条の二第 三十一項	法第五十七條第 二項 未処理欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた法第五十七 条第二項 未処理欠損金額等
一 号	法第五十七條の 二第二項の 欠損金額又は連 結欠損金個別帰 属額	同令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた法第五十七條の二第二 項の 欠損金額等
法人税法施 行令第一百 三条の二第 三十一項	前条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた前条第一項
法人税法施 行令第一百 三条の二第 三十一項	法第五十七條第 四項に規定する 欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた法第五十七 条第四項に規定する欠損金額等
二十一項第 三十一項	制限対象欠損金	制限対象欠損金額等

二 号		額		法 人 税 法 施 行 令 第 百 十 三 条 の 二 第 五 項	法 第 五 十 七 条 の 二 第 二 項 の 規 定	法 第 五 十 七 条 の 二 第 二 項 の 規 定 が あ る 同 項 第 二 号 に 掲 げ る 欠 損 金 額	前 条 第 四 項	法 人 税 法 施 行 令 第 百 十 三 条 の 二 第 三 項	二 第 三 項	法 第 五 十 七 条 の 二 第 三 項	未 処 理 欠 損 金 額	未 処 理 欠 損 金 額	欠 損 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 個 別 帰 属 額	前 条 第 一 項	法 人 税 法 施 行 令 第 百 十 三 条 の 二 第 五 項	二 第 五 項	二 十 一 項 第 二 十 一 項 第 四 号
同 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り		同 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り		地 方 税 法 施 行 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 五 十 七 条 の 二 第 五 項	地 方 税 法 施 行 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 五 十 七 条 の 二 第 五 項	欠 損 等 法 人 又 は 欠 損 等 法 人 又 は 欠 損 等 連 結 法 人 に あ る 未 処 理 欠 損 金 額 等	同 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り	地 方 税 法 施 行 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 五 十 七 条 の 二 第 三 項	地 方 税 法 施 行 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 五 十 七 条 の 二 第 三 項	未 処 理 欠 損 金 額 等	未 処 理 欠 損 金 額 等	欠 損 金 額 等	同 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り	同 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り	地 方 税 法 施 行 令 第 二 十 条 の 三 第 一 項 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 法 第 五 十 七 条 の 二 第 五 項	欠 損 等 法 人 又 は 欠 損 等 連 結 法 人 に あ る 未 処 理 欠 損 金 額 等	二 十 一 項 第 四 号

欠損金額又は連 結欠損金個別帰 属額	欠損金額等	前条第一項	同令第二十条の三第一項の規定により 読み替えられた前条第一項	法人税法施 行令第一百 六条第二項	法第五十八条第 一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた法第五十八 条第一項	法人税法施 行令第一百 六条の二第 一項	法第五十八条第 二項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規 定により読み替えられた法第五十八条第 二項	(同条第二項	(同令第二十条の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた法第五十八 条第二項	同条第三項又は 第四項	同条第三項	基因して同条第 二項	基因して同令第二十条の三第一項又は第 二項の規定により読み替えられた法第五 十八条第二項	法人税法施 行令第一百 六条の二第 二項	第百二十二条第二 項(地方税法施行令第二十条の三第一項の 規定により読み替えられた第百二十二 条第二項(第百二十二条第二 項	同令第二十条の三第一項の規定により
--------------------------	-------	-------	-----------------------------------	-------------------------	---------------	--	-------------------------------	---------------	--	--------	---	----------------	-------	---------------	--	-------------------------------	----------------	---	---------------	-------------------

法人税法施行令第一百零八条第一号	三項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項
	同項に規定する個別欠損金額	個別欠損金額
法人税法施行令第一百零八条第二号	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項

2 | 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

法人税法第五十七条第一項	欠損金額	個別欠損金額
	この項	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十條の三第一項の規定により読み替えられたこの項又はこの項
	に算入された	又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に

2 | 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第一項中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額」と、「この項」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（この項」と、「損金の額に算入された」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された」と、「損金の額」とあるのは「個別帰属損金額」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、「損金の額に算入される」とあるのは「個別帰属損金額に算入される」と、同条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該

「損金の額」とあるのは「個別帰属損金額」と、「第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項」と、「損金の額に算入される」とあるのは「個別帰属損金額に算入される」と、同条第二項中「欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項又は第八項」とあるのは「未処理欠損金額等（当該

	損金の額	算入された 個別帰属損金額
	第五十九条第二項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十九条第二項
	第五十八条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項
法人税法第五十七條第二項	欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項、第五項又は第九項	未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（この項又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、同令第二十条の三第
	損金の額に算入される	個別帰属損金額に算入される

被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第四項」と、「次項及び第七項」とあるのは「以下の目」と、「欠損金額に限るものとし、前項」とあるのは「欠損金額等（同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「除く。以下この項において「未処理欠損金額」という」とあるのは「除く。」をいう。以下この項において同じ」と、「前項の規定の適用」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、「未処理欠損金額（当該」とあるのは「未処理欠損金額等（当該」と、「当該未処理欠損金額」とあるのは「当該未処理欠損金額等」と、「金額」とあるのは「金額」（被合併法人等欠損金額に限る。）と、「未処理欠損金額にあつては」とあるのは「未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては」と、「生じた欠損金額とみなす」とあるのは「生じた個別欠損金額とみなす」と、当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前七年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前七年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個

		一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項以下この目
次項及び第八項		以下この目
欠損金額に限るものとし、前項		欠損金額等（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項
損金の額		損金の額又は個別帰属損金額
除く。以下この項において「未処理欠損金額」という		除く。）をいう。以下この項において同じ
前項の規定の適用		同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用
未処理欠損金額（当該		未処理欠損金額等（当該
当該未処理欠損金額		当該未処理欠損金額等
金額）		金額。以下この項において同じ。）（被合併法人等欠損金額に限る。）
未処理欠損金額にあつては		未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては
生じた欠損金額とみなす		生じた欠損金額とみなし、当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損

別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす」と、同条第三項中「という。」の前項に」とあるのは「という。」の地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項に」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同条第四項中「第一項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用」と、「欠損金額（第二項又は次項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含む、この項又は第八項」とあるのは「個別欠損金額（欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、この項」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「欠損金額（第一項」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項」と「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第九項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定に

三項第二号	法人税法第 五十七條第 一項	損金の額	第一項	三項	未処理欠損金額	前項に	金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前九年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度の（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす
三項第一号	法人税法第 五十七條第 二項	損金の額又は個別帰属損金額	第二項	三項	未処理欠損金額等	前項に	金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前九年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度の（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす
三項第一号	法人税法第 五十七條第 三項	損金の額	第三項	三項	未処理欠損金額等	前項に	金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前九年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度の（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額とみなす

より読み替えられた第一項の規定は」と、「欠損金額（第二項又は第五項）とあるのは「個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項）」と、「内国法人の欠損金額」とあるのは「内国法人の個別欠損金額」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、「第二項の合併等事業年度又は第五項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度」とあるのは「第二項の合併等事業年度」と、同法第五十七條の二第一項中「生じた欠損金額」とあるのは「生じた個別欠損金額等」と、「前条第二項又は第五項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項」とあるのは「個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同条第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をい」と、同法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、「内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日において第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において」とあるのは「以下この条において」と、「当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号」とあるのは「以下この項及び次項第一号」と、「前条第一項」とあるのは「同法第二十条の三第二項の規

法人税法第 五十七條第 四項	第一項の規定の適用	地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用
同項に規定する 欠損金額（第二 項又は第六項の 規定により当該 内国法人の欠損 金額とみなされ たものを含み、 この項、次項又 は第九項の規定 によりないもの とされたものを 除く。以下この 項及び次項にお いて同じ。）	掲げる欠損金額等	掲げる欠損金額等
法人税法第 五十七條第 四項第一号 項	欠損金額（第一 項	欠損金額等（地方税法施行令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額	損金の額又は個別帰属損金額
法人税法第 四項第一号 項	欠損金額等	欠損金額等

定により読み替えられた前条第一項」と、同条第二項中「該当日（第八十一條の十第一項に規定する該当日を含む。）」とあるのは「該当日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第五項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）」とあるのは「個別欠損金額等」と、同項第一号中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「適用事業年度又は適用連結事業年度（第八十一條の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日」とあるのは「適用事業年度開始の日」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用事業年度又は適用連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度」と、「前条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同項」とあるのは「地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同条第三項中「事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度」とあるのは「個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度」と、「適用事業年度

五十七條第 四項第二号									
法人税法第 五十七條第 五項	第五十九條第一 項	地方税法施行令第二十條の三第二項の 規定により読み替えられた第五十九條 第一項	同令第二十條の三第二項の規定により 読み替えられた第一項の規定						
法人税法第 五十七條第 十項	第一項の規定は 欠損金額（第二 項又は第六項 内国法人の欠損 金額 第一項の規定を 第二項の合併等 事業年度又は第 六項の最終の連 結事業年度終了 の日の翌日の属 する事業年度	地方税法施行令第二十條の三第二項の 規定により読み替えられた第二項 内国法人の個別欠損金額 同条第二項の規定により読み替えられ た第一項の規定を 第二項の合併等事業年度	個別欠損金額（同条第二項の規定によ り読み替えられた第二項 内国法人の個別欠損金額 同条第二項の規定により読み替えられ た第一項の規定を 第二項の合併等事業年度						
法人税法第	同項ただし書の	地方税法施行令第二十條の三第二項の							

又は適用連結事業年度」とあるのは「適用事業年度」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同条第五項中「欠損等法人若しくは欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度」とあるのは「欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「個別欠損金額等」と、「同条第二項、第三項及び第六項」とあるのは「地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項」と、同法第五十八條第一項中「（第五十七條第一項」とあるのは「（地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第五十七條第一項」と、「損金の額」とあるのは「個別帰属損金額」と、「生じた欠損金額に相当する」とあるのは「生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する」と、「又は第五十七條第一項」とあるのは「又は同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第五十七條第一項」と、同条第二項中「災害損失欠損金額とみなされたものを含む、次項の規定によりないものとされたものを除く」とあるのは「災害損失欠損金額とみなされたものを含む」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「前項の規定の適用」とあるのは「地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用」と、同条第四項中「第一項の規定は」とあるのは「地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は」と、「第二項の規定」とあるのは「同条第二項の規定に

五十七條第 十一項	規定	規定により読み替えられた第一項ただし書の規定
法人税法第 五十七條の 二第一項	生じた欠損金額 前条第二項又は 第六項の規定に より当該内国法 人の欠損金額と みなされたもの を含むものとし 、同条第一項	生じた個別欠損金額等 個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項
内国法人のうち 各連結事業年度 の連結所得に対 する法人税を課 される最終の連 結事業年度終了 の日において第 八十一条の第十 一項（特定株主	以下この条において	より読み替えられた第二項の規定」と、「第一項の規定を」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を」と、同法第五十九条第一項中「連結事業年度において生じた第八十一条の第十八項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第二項中「連結事業年度において生じた第八十一条の第十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、「第五十七条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項」と、同条第三項中「前二項の規定」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項の規定」と、「連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち、当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額）」とあるのは「個別欠損金額」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、法人税法施行令第一百二十二条第一項中「欠損金額（同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む、同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項

二第二項	法人税法第五十七條の	<p>等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用)に規定する欠損等連結法人(以下この条において「欠損等連結法人」という。)であつたものを含む。以下この条において</p> <p>当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号</p> <p>前条第一項</p> <p>該当日(第八十条の十第一項に規定する該当</p>
	<p>該当日</p> <p>該当日</p>	<p>以下この項及び次項第一号</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項</p>

の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。)又は個別欠損金額(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。)(同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。)をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、「除く。」とあるのは「除く。以下この目において同じ。」と、「掲げる欠損金額」とあるのは「掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「法第五十七條第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額」と、同条第二項中「同条第二項に規定する未処理欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等」と、同条第五項第一号中「欠損金額(法第五十七條第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同条第二項又は第五項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項又は第八項」とあるのは「欠損金額又は個別欠損金額(地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同項第二号中「欠損金額」とあるのは「

<p>日を含む。)) 欠損金額又は連 結欠損金個別帰 属額(前条第六 項に規定する連 結欠損金個別帰 属額をいう。以 下この条におい て同じ。)</p>	<p>個別欠損金額等</p>
<p>法人税法第 五十七條の 二第二項第 一号</p> <p>事業年度又は連 結事業年度以前 の各事業年度又 は各連結事業年 度において生じ た欠損金額又は 連結欠損金個別 帰属額</p>	<p>事業年度以前の各事業年度において生 じた個別欠損金額等</p>
<p>適用事業年度又 は適用連結事業 年度(第八十一 条の十第一項に 規定する適用連 結事業年度をい</p>	<p>適用事業年度開始の日</p>

欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七條第一項」とあるのは「
地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五
十七條第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損
金額(法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以
下この目において同じ。)」と、「法第五十七條第四項又は第八項」と
あるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五
十七條第四項」と、同条第八項中「第五項の規定」とあるのは「地方税
法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の規定
」と、「第五項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により
読み替えられた第五項中」と、「同条第二項又は第五項の規定により当
該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項
の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第五項の
規定により当該内国法人」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定
により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人
等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第二項
の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該内国
法人」と、同条第十三項中「法第五十七條第二項に規定する未処理欠損
金額又は」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定によ
り読み替えられた法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等又は
」と、「法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額については」と
あるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五
十七條第二項に規定する未処理欠損金額等については」と、「法第五十
七條第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み

<p>う。以下この条において同じ。 ）開始の日</p>	<p>欠損金額又は連 結欠損金個別帰 属額のうち、こ れらの生じた事 業年度又は連結 事業年度開始の 日が当該適用事 業年度又は適用 連結事業年度</p>	<p>個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度</p>
<p>前条第二項、第三項及び第七項</p>	<p>欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項</p>
<p>法人税法第五十七條の二第二項第二号</p>	<p>同項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項</p>
<p>法人税法第五十七條の二第三項</p>	<p>事業年度又は連結事業年度以前</p>	<p>事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等</p>

替えられた法第五十七條第二項」と、同条第十四項中「同条第四項に規定する欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項に規定する欠損金額等」と、同令第十三條第一項中「同条第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第一号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、「法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、「法第五十七條第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、「法第五十七條第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「支配関係前未処理欠損金額等」と、「法第五十七條第三項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の

度において生じた欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額	欠損金額又は連結欠損金額個別帰属のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度又は適用連結事業年度	同条第二項、第三項及び第七項	法人税法第五十七條の二第五項	欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度の
個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項	欠損等法人	欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた個別欠損金額等	欠損等法人の適用事業年度の

三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号」と、「欠損金額は」とあるのは「欠損金額等は」と、同号口中「法第五十七條第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項」と、「損金の額」とあるのは「損金の額又は個別帰属損金額」と、「同条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、同項第三号中「（前条第五項）」とあるのは「（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項）」と、「規定する欠損金額」とあるのは「規定する欠損金額又は個別欠損金額」と、「法第五十七條第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等」と、同号イ中「法第五十七條第三項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号に掲げる欠損金額等」と、同号ロ中「前条第五項第一号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号」と、同条第二項中「前項の」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の」と、「前項各号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号」と、「同条第三項各号」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号」と、「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項」と、

	又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項
法人税法第五十八条第一項	（第五十七条第一項） 損金の額	（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項） 個別帰属損金額
法人税法第五十八条第一項	次条第二項 生じた欠損金額に相当する	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた次条第二項
法人税法第五十八条第二項	（この項）	（この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項）

「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「同条第三項各号」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、「係る同項各号」とあるのは「係る地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号」と、同条第五項中「同項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、「前項において準用する第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項において準用する同条第七条第四項各号に掲げる欠損金額」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等」と、同項第二号中「欠損金額（同条第一項）」とあるのは「欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項）」と、「同条第二項又は第五項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項」と、「法第五十七条第四項又は第八項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項」と、「支配関係前欠損金額」とあるのは「支配関係前欠損金額等」と、「法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み

法人税法第 五十九條第 一項	連結事業年度に おいて生じた第 八十一條の十八 第一項（連結法 人税の個別帰属 額の計算）に規 定する個別欠損 金額（当該連結 事業年度に連結 欠損金額が生じ た場合には、当 該連結欠損金額 のうち当該内国 法人に帰せられ る金額を加算し た金額）	個別欠損金額
法人税法第 五十九條第 二項	連結事業年度に おいて生じた第 八十一條の十八 第一項に規定す る個別欠損金額 （当該連結事業 年度に連結欠損	個別欠損金額

「欠損金額（）」とあるのは「欠損金額等（）」と、「欠損金額等」とあるのは「帳簿価額控除後欠損金額等」と、同条第二十三項中「法第五十七條の二第二項、第三項又は第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條の二第二項又は第三項」と、「欠損金額について」とあるのは「欠損金額等について」と、同項第一号中「法第五十七條第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「法第五十七條の二第二項の規定の適用がある同号」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條の二第二項の規定の適用がある同号」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第二号中「法第五十七條第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項」と、「欠損金額（）」とあるのは「欠損金額等（）」と、「制限対象欠損金額」とあるのは「制限対象欠損金額等」と、「法第五十七條の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等」と、「前条第四項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第四項」と、同項第三号中「法第五十七條の二第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條の二第三項」と

金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額（額）	
第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
法人税法第五十九条第三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前二項の個別欠損金額
連結事業年度において生じた第八十一条の第十八一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人	

、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同項第四号中「法第五十七条の二第五項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項」と、「欠損等法人又は欠損等連結法人」とあるのは「欠損等法人」と、「未処理欠損金額」とあるのは「未処理欠損金額等」と、「欠損金額又は連結欠損金個別帰属額」とあるのは「欠損金額等」と、「前条第一項」と、「前条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」と、同令第一百六十六条第二項中「法第五十八条第一項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項」と、同令第一百六十六条の二第二項中「同条第二項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項」と、同条第二項中「第一百十二条第二項（）」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二条第二項（）」と、「第一百十二条第二項中」とあるのは「同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二条第二項中」と、「未処理欠損金額」とあるのは「法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等」と、「未処理災害損失欠損金額」とあるのは「法第五十八条第二項に規定する未処理災害

	<p>前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人</p>	<p>第五十七条第二項の規定により当該内国法人</p>
<p>法人税法施行令第一百十一項 二条第九項</p>	<p>法第五十九条第一項から第三項まで</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項から第三項まで</p>
<p>法人税法施行令第一百十一項 二条第九項 第一号イ</p>	<p>法第五十九条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項</p>
<p>法人税法施行令第一百十一項 二条第九項 第一号イ(1)</p>	<p>法第五十七条第一項ただし書</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項ただし書</p>
<p>法人税法施行令第一百十一項 二条第九項 第一号イ(2)</p>	<p>法第五十八条第一項ただし書</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項ただし書</p>

	二項に規定する未処理欠損金額については	読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等については
法人税法施行令第一百二十五条第十五項	同条第四項に規定する欠損金額	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項（二項）
法人税法施行令第一百二十五条第十五項	同条第三項各号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等
法人税法施行令第一百二十五条第一項	支配関係前未処理欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等
法人税法施行令第一百二十五条第一項	支配関係前未処理欠損金額	支配関係前未処理欠損金額等
第一条	欠損金額（同条第一項の規定の適用があるものに限り、当該支配関係、当該支配関係の事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同

	法人税法施行令第百十三号第一項 第三号	該被合併法人等の 欠損金額とみな されたものを 含み、同条第一 項	損金の額	法第五十七條第 四項、第五項又 は第九項	法第五十七條第 三項各号に掲げ る欠損金額	支配関係前未処 理欠損金額の合 計額	法第五十七條第 三項第一号	欠損金額は	当該支配関係前 未処理欠損金額	支配関係前未処 理欠損金額があ
令第二十條の三第一項又は第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條 第一項	損金の額又は個別帰属損金額 同令第二十條の三第一項又は第二項の 規定により読み替えられた法第五十七 條第四項若しくは第五項	同令第二十條の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十七條第三項各 号に掲げる欠損金額等	支配関係前未処理欠損金額等の合計額	地方税法施行令第二十條の三第二項の 規定により読み替えられた法第五十七 條第三項第一号	欠損金額等は	当該支配関係前未処理欠損金額等	支配関係前未処理欠損金額等がある			

る	法人税法施行令第一百 三條第一項 第二号イ 支配關係前未処 理欠損金額	法人税法施行令第一百 三條第一項 第二号イ 支配關係前未処 理欠損金額	法人税法施行令第一百 三條第一項 第二号ロ 法第五十七條第 一項 損金の額	同条第四項、第 五項又は第九項 損金の額又は個別帰属損金額	法人税法施行令第一百 三條第一項 第三号 同項第一号に規 定する欠損金額	法第五十七條第 三項第一号及び 第二号に掲げる 欠損金額	法人税法施行
	支配關係前未処理欠損金額等	支配關係前未処理欠損金額等	地方税法施行令第二十條の三第一項又は第二項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項 法第五十七條第一項 損金の額又は個別帰属損金額	同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項 地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額	同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等	地方税法施行令第二十條の三第二項の	地方税法施行令第二十條の三第二項の

									行令第一百十三項第一号に掲げる欠損金額 第三号イ	行令第一百十三項第一号に掲げる欠損金額 第三号イ
									法人税法施行令第一百十三項第一号	法人税法施行令第一百十三項第一号
									第三条第一項第三号ロ	第三条第一項第三号ロ
									法人税法施行令第一百十三項	法人税法施行令第一百十三項
									第三条第二項	第三条第二項
									前項の	前項の
									前項各号	前項各号
									同条第三項各号	同条第三項各号
									欠損金額	欠損金額
									前三項	前三項
									同項各号に掲げる欠損金額	同項各号に掲げる欠損金額
									同条第三項各号	同条第三項各号
									係る同項各号	係る同項各号
									規定により読み替えられた法第五十七 条第三項第一号に掲げる欠損金額等	規定により読み替えられた法第五十七 条第三項第一号に掲げる欠損金額等
									地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた前項の 第一号	地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた前項の 第一号
									地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた前項の 規定により読み替えられた前項の 読み替えられた前項各号	地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた前項の 読み替えられた前項各号
									同条第二項の規定により読み替えられ た法第五十七条第三項各号	同条第二項の規定により読み替えられ た法第五十七条第三項各号
									欠損金額等	欠損金額等
									地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた前三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた前三項
									同条第二十条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第四項各 号に掲げる欠損金額等	同条第二十条の三第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第四項各 号に掲げる欠損金額等
									地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた法第五十七 条第三項各号	地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた法第五十七 条第三項各号
									係る地方税法施行令第二十条の三第二 項	係る地方税法施行令第二十条の三第二 項

法人税法施行令第五項	同項各号に掲げる欠損金額	同条第五項第一号	項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号
法人税法施行令第五項	前項において準用する第一項	同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号	地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額等
第一号	欠損金額（同条第一項	同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項	欠損金額等（地方税法施行令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項
法人税法施行令第五項	同条第二項又は第六項	同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項	同令第二十條の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項

法人税法施行令第百十 第三号イ	同項第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 三条第五項	四項第一号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 第三号	第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 三条第五項	法第五十七條第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 三条第五項	法第五十七條第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 三条第五項	法第五十七條第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 第三号	第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 第三号	第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 第三号	第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七
法人税法施行令第百十 第三号	第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七

	三条第五項		条第四項第二号に掲げる欠損金額等
	第三号口	支配関係後欠損金額	支配関係後欠損金額等
	法人税法施行令第一百三十条第六項	前項の 前項各号	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定により読み替えられた前項各号
		同条第四項各号に掲げる欠損金額	同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等
	法人税法施行令第一百三十条の二第九項	同項に規定する欠損金額等	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第一項に規定する欠損金額等 帳簿価額控除後欠損金額等
	法人税法施行令第一百三十条の二第二項、 三十一項	法第五十七条の二第二項、 欠損金額に	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項、 欠損金額等に
	法人税法施行令第一百三十条の二第二十一項	法第五十七條第二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項
	二十一項	未処理欠損金額	未処理欠損金額等
一号		法第五十七條の	同令第二十条の三第二項の規定により

<p>二第二項の 読み替えられた法第五十七條の二第二 項の</p>	<p>欠損金額又は連 結欠損金個別帰 属額</p>	<p>欠損金額等</p>	<p>法人税法施 行令第百十 三條の二第 三十一項第 二號</p>	<p>前條第一項</p>	<p>同令第二十條の三第二項の規定により 読み替えられた前條第一項</p>	<p>法人税法施 行令第百十 三條の二第 三十一項第 二號</p>	<p>法第五十七條第 四項に規定する 欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第二項の 規定により読み替えられた法第五十七 條第四項に規定する欠損金額等</p>	<p>法人税法施 行令第百十 三條の二第 三十一項第 二號</p>	<p>前條第四項</p>	<p>同令第二十條の三第二項の規定により 読み替えられた前條第四項</p>	<p>未処理欠損金額</p>	<p>法第五十七條の 二第三項</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第二項の 規定により読み替えられた法第五十七 條の二第三項</p>	<p>未処理欠損金額等</p>
---	-----------------------------------	--------------	---	--------------	---	---	-------------------------------------	---	---	--------------	---	----------------	-------------------------	---	-----------------

三号	欠損金額又は連 結欠損金個別帰 属額	欠損金額等
法人税法施 行令第百十 三条の二第 二五項	前条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により 読み替えられた前条第一項
法人税法施 行令第百十 三条の二第 二五項	法第五十七条の 二第五項	地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた法第五十七 条の二第五項
二十一項第 四号	欠損等法人又は 欠損等連結法人 未処理欠損金額	欠損等法人 未処理欠損金額等
法人税法施 行令第百十 六条の二第 二項	欠損金額又は連 結欠損金個別帰 属額	欠損金額等
法人税法施 行令第百十 六条の二第 二項	前条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により 読み替えられた前条第一項
法人税法施 行令第百十 六条の二第 二項	法第五十八条第 一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の 規定により読み替えられた法第五十八 条第一項
法人税法施 行令第百十 六条の二第 二項	法第五十八条第 二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十八条第 二項
一項	(同条第二項)	(同令第二十条の三第一項又は第二項の

		法人税法施行令第百十六條の二第六項		法人税法施行令第百十六條の二第六項		法人税法施行令第百十六條の二第六項		法人税法施行令第百十六條の二第六項	
生じた欠損金額		欠損金額（同条第二項又は第六項）		「未処理災害損失欠損金額」		未処理欠損金額		「未処理災害損失欠損金額」	
生じた個別欠損金額		個別欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項）		「法第五十八條第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」		法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等		「法第五十八條第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」	
		同条第三項又は第四項		同条第三項又は第四項		同条第三項又は第四項		同条第三項又は第四項	
		基因して同条第二項		基因して同条第二項		基因して同条第二項		基因して同条第二項	
		同条第三項又は第四項		同条第三項又は第四項		同条第三項又は第四項		同条第三項又は第四項	
		地方税法施行令第二十条の三第二項の二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項		地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項		地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項		地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項	
		同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項		同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項		同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項		同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項	
		同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項		同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項		同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項		同令第二十條の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項	

	同条第二項の規定	同条第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項の規定
法人税法施行令第百十 六條の二第 四項	同条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項
法人税法施行令第百十 六條の三	同条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第一項
法人税法施行令第百十 七條の二	同条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九條第二項
法人税法施行令第百十 七條の二	同条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九條第二項
法人税法施行令第百十 七條の二	同条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九條第二項

法人税法施行令第一百十七条の二第一号	同項に規定する個別欠損金額	個別欠損金額
法人税法施行令第一百十七条の二第二号	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
法人税法施行令第一百十八條	法第五十九条第三項（	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項（
法人税法施行令第一百十八條第一号	法第五十九条第三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項
	同項に規定する個別欠損金額	個別欠損金額
法人税法施行令第一百十八條第二号	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項
法人税法施行令第一百十五條の二第二項	（法第五十九条	（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条
第一項		第二項

法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	地方税法施行令第二十條の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 二項に規定する	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	地方税法施行令第二十條の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 二項に規定する	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号イ	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号イ	地方税法施行令第二十條の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 一項又は第五十八條第一項の規定により 事業年度の所得の計算上法第八十一條の 十八第一項に規定する個別帰属損金額に 算入される個別欠損金額又は欠損金額	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号ロ	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号ロ	地方税法施行令第二十條の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十七條第 一項又は第五十八條第一項の規定により 事業年度の所得の計算上法第八十一條の 十八第一項に規定する個別帰属損金額に 算入される個別欠損金額又は欠損金額	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	地方税法施行令第二十條の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 二項に規定する	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	地方税法施行令第二十條の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 二項に規定する	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	地方税法施行令第二十條の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 二項に規定する	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	法人税法施 行令第百五 十五條の二 第一項第一 号	地方税法施行令第二十條の三第二項の規 定により読み替えられた法第五十九條第 二項に規定する
---------------------------------------	---------------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------------------------	---	--	--	---	--	--	---	---------------------------------------	---------------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------------------------	---

3 前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合に	行令第百五十五條の二	二項に規定する	定により読み替えられた法第五十九条第
	二項に規定する	二項に規定する	二項に規定する
3 前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合に	第一項第二号	法第八十一条の九第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項及び第五十八条第一項
	法第五十九条第二項及び	法第五十九条第二項及び	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項及び
3 前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合に	法人税法施行令第百五十五條の二	法第五十九条第三項に係る	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項に係る
	第二項	法第八十一条の九第一項の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額 法第五十九条第三項及び	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項及び

3
前項の規定により法人税法第五十七条第一項の規定の例による場合に

において、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度に該当する事業年度開始の日前九年以内に開始した各事業年度において生じた当該連結申告法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は前項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定により当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし欠損金額」という。）があるときは、当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）の所得の計算上、当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法人の欠損金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみなす。

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十一項から第十三項までの規定の例によらないものとする。

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて当該法人の当

において、当該連結申告法人の同法第十五条の二第一項に規定する最初連結事業年度に該当する事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた当該連結申告法人の欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は次項の規定により読み替えられた同法第五十七条第二項の規定により当該連結申告法人の各事業年度において生じた欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし欠損金額」という。）があるときは、当該最初連結事業年度に該当する事業年度又は同条第二項に規定する適格合併の日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）の所得の計算上、当該連結申告法人の欠損金額は当該連結申告法人の欠損金額が生じた事業年度において生じた個別欠損金額（法第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）とみなし、当該みなし欠損金額は当該みなし欠損金額が生じたものとみなされる事業年度において生じた個別欠損金額とみなす。

4 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、同項の規定にかかわらず、法人税法施行令第百十二条第十項から第十二項までの規定の例によらないものとする。

第二十一条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて当該法人の当

該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）の計算の例によつて算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前九年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文（同法第四百二十二条の規定により同法第五十七条第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2及び3 略

該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）の計算の例によつて算定する場合において、当該法人が当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による法人税額の還付を受けているときは、当該法人の当該各事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入すべき金額は、同法第五十七条第一項本文（同法第四百二十二条の規定により同法第五十七条第一項本文の規定に準じて計算する場合を含む。）の規定にかかわらず、その欠損金額の生じた事業年度以後の事業年度の所得の計算上損金の額又は個別帰属損金額に算入されなかつた欠損金額又は個別欠損金額に相当する金額とする。

2及び3 略

（商工組合等の留保所得の算定に係る特例）

第二十一条の四 法第七十二条の二十三第一項の規定によつて法人の事業税の課税標準である所得を算定する場合において、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第六十一条第三項の規定による益金の額への算入に係る同項の当該事業年度の所得の金額は、当該事業年度に係る法人税の課税標準である所得の金額の計算上同項の規定による益金の額への算入に係る同項の当該事業年度の所得の金額とされた額とする。

(所得に係る法人の外国税額の損金の額等算入)

第二十一条の四 略

(法第七十二条の二十三第一項ただし書の特定株式等)

第二十一条の五 略

2 略

(法第七十二条の二十三第一項ただし書の規定を適用しない医療施設)

第二十一条の六 略

(法第七十二条の二十三第二項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の七 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の八 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の

の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の四の規定を適用しないで計算した金額とする

。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(所得に係る法人の外国税額の損金の額等算入)

第二十一条の五 略

(法第七十二条の二十三第一項ただし書の特定株式等)

第二十一条の六 略

2 略

(法第七十二条の二十三第一項ただし書の規定を適用しない医療施設)

第二十一条の七 略

(法第七十二条の二十三第二項第二号の政令で定める給付等)

第二十一条の八 略

(特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第二十一条の九 法第七十二条の二十四後段に規定する特定内国法人の法の

の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該特定内国法人の所得の総額(第二十一条の五の規定を適用しないで計算した金額とする

。)に当該特定内国法人の外国の事務所又は事業所の従業者の数を乗じて得た額を当該特定内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項

、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法

(法第七十二条の二十六第七項の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額)

第二十四条の六 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定めるところにより計算した金額(次項及び第三項において「予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。以下この項及び次項において同じ。)で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。次項において同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもの(当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 適格合併(法人税法第十二号の八に規定する適格合併をいい、法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。)に係る連結法

人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項

、第四十二条の六第五項

、第

四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第

人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。次項において同じ。）の事業年度の期間が六月を超え、前事業年度中又は当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合においては、予定申告に係る基準額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）の前事業年度中に適格合併がなされた場合 前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。次条第一項において同じ。）に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係るもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条

の五の二第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第

四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第

六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額）又は当該一年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額に係るもので、その計算の基礎となつた各連結事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい連結事業年度に係るもの（当該連結法人税個別帰属支払額のうち租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十の二第五項、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額）をいう。次号及び次項において同じ。）に乗じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して計算した金額

二 略

3 及び 4 略

（法第七十二条の二十六第七項の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の
前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し
た金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事
業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一
項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の
前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条
の四第十一項、第四十二条の五第五項、第

四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、
第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、
第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定によ
り加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額
）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等）

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め
るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別
措置法第六十六条の四第十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税
額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の
規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更
正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事

第二十四条の七 法第七十二条の二十六第七項に規定する当該事業年度の
前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し
た金額（次項において「予定申告に係る基準額」という。）は、当該事
業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一
項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日の
前日までに確定したもの（当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条
の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の五の二第五項、第

四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、
第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、
第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定によ
り加算された金額がある場合には、当該加算された金額を控除した金額
）を当該前事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2 略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予の申請手続等）

第三十二条の二 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する政令で定め
るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の二第一項に規定する申立てに係る租税特別
措置法第六十六条の四第十五項第一号に掲げる更正決定に係る法人税
額の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の
規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更
正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事

が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分
がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべき
ものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以
外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 4 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定め
るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別
措置法第六十八条の八十八第十八項第一号に掲げる更正決定に係る法
人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法第七十二
条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項に規
定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るものに限
る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の三十三第
三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は

が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の
四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定を
した場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若
しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定
に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定の
うち法第七十二条の三十九の二第一項に規定する法人税額に係る部分
がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべき
ものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以
外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 4 略

（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の
事業税の徴収猶予の申請手続等）

第三十二条の三 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する政令で定め
るところにより計算した金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 法第七十二条の三十九の四第一項に規定する申立てに係る租税特別
措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法
人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額（法七十二
条の三十九の四第一項に規定する申請をした対象連結法人（同項に規
定する対象連結法人をいう。第四項において同じ。）に係るものに限
る。以下この号において同じ。）に基づいて法第七十二条の三十三第
三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は

当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 5 4 略

（法第七十二条の四十八第五項第三号の事務所又は事業所）

第三十五条 略

（法第七十二条の四十八第九項の課税標準額の分割の方法）

第三十五条の二 略

2 略

当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて道府県知事が法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額（次号において「申告納付又は更正若しくは決定に係る所得割額又は付加価値割額」という。）から、当該更正決定のうち法第七十二条の三十九の四第一項に規定する法人税額に係る部分がなかつたものとして計算した場合に申告納付すべき又は納付すべきものとされる所得割額又は付加価値割額（次号において「猶予対象以外の所得割額又は付加価値割額」という。）を控除した金額

二 略

2 5 4 略

第三十五条 削除

（法第七十二条の四十八第五項第三号の事務所又は事業所）

第三十五条の二 略

（法第七十二条の四十八第九項の課税標準額の分割の方法）

第三十五条の三 略

2 略

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十五条の二の二 法第七十二条の四十九の五第一項に規定する総務省指定職員(以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。)は、法第七十二条の四十九の五第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 総務省指定職員は、法第七十二条の四十九の五第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項)

第三十五条の三 法第七十二条の四十九の六第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査(法第七十二条の四十九の六第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。)の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名(総務省指定職員が複数であると

きは、総務省指定職員を代表する者の氏名)

三 法第七十二条の四十九の六第一項第一号又は第二号に掲げる事項の
変更に関する事項

四 法第七十二条の四十九の六第三項の規定の趣旨

2 法第七十二条の四十九の六第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二
号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する
質問検査等を行うとする場所を、同項第三号に掲げる事項については
課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査である旨を、それぞれ通
知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物
件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければなら
ないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するもの
とする。

(個人の外国税額の必要経費算入)

第三十五条の三の二 略

(棚卸資産の範囲)

第三十五条の三の三 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する棚卸
をすべきものとして政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 七 略

(固定資産に準ずる資産の範囲)

第三十五条の三の四 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する固定

(個人の外国税額の必要経費算入)

第三十五条の三の二 略

(棚卸資産の範囲)

第三十五条の三の三 法第七十二条の四十九の八第八項に規定する棚卸
をすべきものとして政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 七 略

(固定資産に準ずる資産の範囲)

第三十五条の三の四 法第七十二条の四十九の八第八項に規定する固定

資産に準ずる資産で政令で定めるものは、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業に係る所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産のうちまだ必要な経費に算入されていない部分とする。

(災害の範囲)

第三十五条の三の五 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害並びに鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害及び害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲)

第三十五条の三の六 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する支出で政令で定めるものは、次に掲げる費用の支出とする。

- 一 法第七十二条の四十九の十二第八項に規定する災害（以下本条において「災害」という。）により同項に規定する資産（以下本条において「事業用資産」という。）が滅失し、損壊し、又はその価値が減少したことによる当該事業用資産の取壊し又は除去のための費用その他の付随費用
- 二 及び三 略

(直接事業の用に供する資産の範囲)

第三十五条の三の七 法第七十二条の四十九の十二第九項に規定する直接事業の用に供する資産で政令で定めるものは、直接事業の用に供する所

資産に準ずる資産で政令で定めるものは、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業に係る所得税法第二条第一項第二十号に規定する繰延資産のうちまだ必要な経費に算入されていない部分とする。

(災害の範囲)

第三十五条の三の五 法第七十二条の四十九の八第八項に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害並びに鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害及び害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

(被災事業用資産の損失に含まれる支出の範囲)

第三十五条の三の六 法第七十二条の四十九の八第八項に規定する支出で政令で定めるものは、次に掲げる費用の支出とする。

- 一 法第七十二条の四十九の八第八項に規定する災害（以下本条において「災害」という。）により同項に規定する資産（以下本条において「事業用資産」という。）が滅失し、損壊し、又はその価値が減少したことによる当該事業用資産の取壊し又は除去のための費用その他の付随費用
- 二 及び三 略

(直接事業の用に供する資産の範囲)

第三十五条の三の七 法第七十二条の四十九の八第九項に規定する直接事業の用に供する資産で政令で定めるものは、直接事業の用に供する所

得税法施行令第六条第三号から第七号までに掲げる固定資産及び同条第九号に掲げる生物で事業の用に供しなくなった日の翌日から一年を経過した日の前日までに譲渡が行われたものとする。

(事業に専ら従事する親族の範囲)

第三十五条の三の八 第七条の五の規定は、法第七十二条の四十九の十二第二項又は第三項の事業を行う個人と生計を一にする親族で専ら当該個人の行う事業に従事するものの範囲について準用する。

(個人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第三十五条の三の九 法第七十二条の四十九の十三に規定する個人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、同条の個人が法の施行地外に有する第七条の三の五に規定する場所とする。

(個人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の十三後段に規定する同条の個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該個人の所得の総額(第三十五条の三の二の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該個人の法の施行地外に有する前条の場所(以下本項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者の数を乗じて得た額を当該個人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

得税法施行令第六条第三号から第七号までに掲げる固定資産及び同条第九号に掲げる生物で事業の用に供しなくなった日の翌日から一年を経過した日の前日までに譲渡が行われたものとする。

(事業に専ら従事する親族の範囲)

第三十五条の三の八 第七条の五の規定は、法第七十二条の四十九の八第二項又は第三項の事業を行う個人と生計を一にする親族で専ら当該個人の行う事業に従事するものの範囲について準用する。

(個人の法の施行地外に有する事業が行われる場所)

第三十五条の三の九 法第七十二条の四十九の九に規定する個人の事業が行われる場所で政令で定めるものは、同条の個人が法の施行地外に有する第七条の三の五に規定する場所とする。

(個人の法の施行地外の事業に帰属する所得の算定の方法)

第三十五条の三の十 法第七十二条の四十九の九後段に規定する同条の個人の法の施行地外の事業に帰属する所得とみなす金額は、当該個人の所得の総額(第三十五条の三の二の規定を適用しないで計算した金額とする。)に当該個人の法の施行地外に有する前条の場所(以下本項において「外国の事務所又は事業所」という。)の従業者の数を乗じて得た額を当該個人の法の施行地内に有する事務所又は事業所及び外国の事務所又は事業所の従業者の合計数で除して計算する。

2及び3 略

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人が他の者から鉱物を
買い入れた場合における所得の算定)

第三十五条の三の十一 法第七十二条の四十九の十六第一項に規定する鉱
物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人が他の者から買い入れた
鉱物を精錬している場合においては、当該個人が納付すべき事業税の課
税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得に、課税標
準の算定期間中におけるこれらの事業の生産品について収入すべき金額
から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について個人が納付す
べき鉱産税の課税標準である鉱物の価格と当該買入に係る鉱物の価格
との合計額を控除した金額を当該生産品について収入すべき金額から当
該買入に係る鉱物の価格を控除した金額で除して得た数値を乗じて得
た額とする。

(事業税の申告がされたものとみなさない場合)

第三十五条の四 略

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、
返還等)

第三十五条の四の二 法第七十二条の六十三第一項に規定する総務省指定
職員(以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。)は、
法第七十二条の六十三第三項の規定により物件を留め置く場合には、当
該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該

(鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人が他の者から鉱物を
買い入れた場合における所得の算定)

第三十五条の三の十一 法第七十二条の四十九の十二第一項に規定する鉱
物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人が他の者から買い入れた
鉱物を精錬している場合においては、当該個人が納付すべき事業税の課
税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得に、課税標
準の算定期間中におけるこれらの事業の生産品について収入すべき金額
から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について個人が納付す
べき鉱産税の課税標準である鉱物の価格と当該買入に係る鉱物の価格
との合計額を控除した金額を当該生産品について収入すべき金額から当
該買入に係る鉱物の価格を控除した金額で除して得た数値を乗じて得
た額とする。

(事業税の申告がされたものとみなさない場合)

第三十五条の四 略

物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2| 総務省指定職員は、法第七十二条の六十三第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3| 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第三十五条の四の三 法第七十二条の六十三の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査（法第七十二条の六十三の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であると

きは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三 法第七十二条の六十三の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四 法第七十二条の六十三の二第三項の規定の趣旨

2| 法第七十二条の六十三の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する

質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならぬこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第三節 地方消費税

(法第七十二条の七十八第二項第四号及び第七号の場所)

第三十五条の五 略

2及び3 略

(法人課税信託等の併合又は分割)

第三十五条の七の三 略

2と4 略

(徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十五条の七の四 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の八十四第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の八十四第四項の規定により留め

第三節 地方消費税

(法第七十二条の七十八第二項第四号及び第七号の場所)

第三十五条の五 略

2及び3 略

(法人課税信託等の併合又は分割)

第三十五条の七の三 略

2と4 略

置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第七十二条の八十七第一項の政令で定めるところにより計算した金額等)

第三十五条の八 略

2・3 略

第四節 不動産取得税

(法第七十三条の七第十一号の業務)

第三十七条の十五 略

(徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十七条の十五の二 道府県の徴税吏員は、法第七十三条の八第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十三条の八第四項の規定により留め置い

(法第七十二条の八十七第一項の政令で定めるところにより計算した金額等)

第三十五条の八 略

2・3 略

第四節 不動産取得税

(法第七十三条の七第十一号の業務)

第三十七条の十五 略

た物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならぬ。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならぬ。

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 略

第五節 道府県たばこ税

(本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等)

第三十九条の十 略

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第三十九条の十の二 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならぬ。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならぬ。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をも

(法第七十三条の十四第一項の住宅の建築)

第三十七条の十六 略

第五節 道府県たばこ税

(本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等)

第三十九条の十 略

つて管理しなければならない。

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第三十九条の十一 略

(道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第三十九条の十五 略

第六節 ゴルフ場利用税

(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十条 道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2| 道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3| 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第三十九条の十一 略

(道府県たばこ税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第三十九条の十五 略

第六節 ゴルフ場利用税

(法第九十条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十条の二 略

(ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十一条 略

第七節 自動車取得税

(法第一百五十五条第二項第二号の分割等)

第四十二条の四 略

2 略

(徴税吏員の自動車取得税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十二条の四の二 道府県の徴税吏員は、法第一百六条第四項の規定に

より物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第一百六条第四項の規定により留め置いた物

(法第九十条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第四十条 略

(ゴルフ場利用税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第四十一条 略

第七節 自動車取得税

(法第一百五十五条第二項第二号の分割等)

第四十二条の四 略

2 略

件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならぬ。

3| 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第百八十八条第二項第一号の自動車の取得)

第四十二条の五 略

2 略

第八節 軽油引取税

(法第百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の十二 略

1| (徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十三条の十二の二 道府県の徴税吏員は、法第百四十四条の十一第五項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2| 道府県の徴税吏員は、法第百四十四条の十一第五項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを

(法第百八十八条第二項第一号の自動車の取得)

第四十二条の五 略

2 略

第七節の二 軽油引取税

(法第百四十四条の九第三項の特約業者の指定の取消しの要件)

第四十三条の十二 略

返還しなければならない。

3| 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第百四十四条の十四第三項の引取りの際減少すべき軽油の数量)

第四十三条の十三 略

第四十三条の十三 略

(法第百四十四条の三十一第四項の免除又は還付の手續)

第四十三条の十七 略

第四十三条の十七 略

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十三条の十七の二 法第百四十四条の三十八第一項に規定する総務省指定職員(以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。)は、法第百四十四条の三十八第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関する事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2| 総務省指定職員は、法第百四十四条の三十八第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3| 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつ

て管理しなければならない。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第四十三条の十七の三 法第四百四十四条の三十八の二第一項第七号に規定

する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査（法第四百四十四条の三十八の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する元売業者等の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三 法第四百四十四条の三十八の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四 法第四百四十四条の三十八の二第三項の規定の趣旨

2 法第四百四十四条の三十八の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第

二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行うとする場所を、同項第三号に掲げる事項については軽油引取税の徴収について適正な運営を図るための調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならぬこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

（法第四百四十四条の四十七第六項の申告書の提出期限までに提出する意

（法第四百四十四条の四十七第六項の申告書の提出期限までに提出する意

思があつたと認められる場合)

第四十三条の十八 略

第九節 自動車税

(法第四百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車)

第四十四条 略

(法第四百四十七条第三項の自動車税の税率に乗ずる割合)

第四十四条の二 略

2 略

(徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十四条の三 道府県の徴税吏員は、法第五百五十五条第四項の規定によ

り物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第五百五十五条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

思があつたと認められる場合)

第四十三条の十八 略

第八節 自動車税

(法第四百四十五条第一項に規定する政令で定める自動車)

第四十四条 略

(法第四百四十七条第三項の自動車税の税率に乗ずる割合)

第四十五条 略

2 略

第十節 鉦区税

(徴税吏員の鉦区税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十五条 道府県の徴税吏員は、法第八十八条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第八十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第十一節 道府県法定外普通税

(法第二百五十九条第一項の政令で定める変更)

第四十五条の二 略

(法第二百六十二条第三号の給付)

第四十五条の二の二 略

第九節 道府県法定外普通税

(法第二百五十九条第一項の政令で定める変更)

第四十五条の二 略

(法第二百六十二条第三号の給付)

第四十五条の二の二 略

（徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十五条の二の三 道府県の徴税吏員は、法第二百六十四条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第二百六十四条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（法第二百七十八条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第四十五条の二の四 略

（道府県法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十五条の二の五 略

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税

（法第二百七十八条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合）

第四十五条の二の三 略

（道府県法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い）

第四十五条の二の四 略

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税

(個別帰属特別控除取戻税額等に係る金額)

第四十五条の三 略

(法第二百九十六条第一項第二号の農業協同組合連合会)

第四十七条の四 略

(徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十七条の五 市町村の徴税吏員は、法第二百九十八条第三項の規定に

より物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに關し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2| 市町村の徴税吏員は、法第二百九十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3| 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第三百十二条第一項の表の第一号に規定する政令で定める役員)

第四十八条 略

(個別帰属特別控除取戻税額等に係る金額)

第四十五条の三 略

(法第二百九十六条第一項第二号の農業協同組合連合会)

第四十七条の四 略

(法第三百十二条第一項の表の第一号に規定する政令で定める役員)

第四十八条 略

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 略

2～7 略

8 法第三百十四条の八の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第三百十七条の二第一項の規定による申告書

に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合(第二項、第五項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 略

2～12 略

13 第七項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 市町村民税の控除余額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余額(第六項後段の規定によ

(外国の所得税等の額の控除)

第四十八条の九の二 略

2～7 略

8 法第三百十四条の八の規定による外国の所得税等の額の控除に関する規定は、法第三百十七条の二第一項の規定による申告書(その提出期限

後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)に外国の所得税等の額の控除に関する明細書を添付して提出した場合(第二項、第五項又は前項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた年以後の各年について連続して当該金額に関する事項の記載がある当該明細書を提出している場合)において、当該申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(外国の法人税等の額の控除)

第四十八条の十三 略

2～12 略

13 第七項第二号に規定する当該内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額は、次の各号に掲げる控除限度超過額又は市町村民税の控除余額の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 市町村民税の控除余額 適格分割等に係る分割法人等の分割等前三年内事業年度等の市町村民税の控除余額(第六項後段の規定によ

りないものとみなされた額を除く。)に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する

国外所得金額 (

第二十三項第一号において

「国外所得金額」という。)又は同令第五百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額(第二十三項第一号において「個別国外所得金額」という。)

口 略

14
↳
27 略

28 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合(第二項、第六項又は第十八項の規定については、当該申告書又は更正請求書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書又は更正請求書を提出している場合)において、当該

りないものとみなされた額を除く。)に当該分割等前三年内事業年度等におけるイに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額

イ 当該分割法人等の法人税法施行令第四百二十二条第三項に規定する

国外所得金額(同令第四百二十二条の二の規定の適用がある場合には

、同条の規定を適用して計算した金額。第二十三項第一号において「国外所得金額」という。)又は同令第五百五十五条の三十第一号に規定する個別国外所得金額(第二十三項第一号において「個別国外所得金額」という。)

口 略

14
↳
27 略

28 法第三百二十一条の八第二十四項の規定による外国の法人税等の額の控除に関する規定は、同条第一項又は第四項に規定する申告書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書)で外国の法人税等の額の控除に関する事項の記載があるものを提出した場合(第二項、第六項又は第十八項の規定については、当該申告書を提出し、かつ、当該規定の適用を受けようとする金額の生じた事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度について当該金額に関する事項の記載がある当該申告書を提出している場合)において、当該

申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第二節 固定資産税

(被災住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第五十二条の十三 略

2 11 略

(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十二条の十三の二 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第三百五十三条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第三百五十三条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

申告に係る当該控除に関して記載された金額を限度として適用する。ただし、市町村長において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第二節 固定資産税

(被災住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)

第五十二条の十三 略

2 11 略

3 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第三百八十二条の二第一項の者等)

第五十二条の十四 略

(法第三百八十二条の三の者等)

第五十二条の十五 略

(道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十二条の十六 法第三百九十六条第一項に規定する道府県指定職員(以下この条において「道府県指定職員」という。)又は同項に規定する総務省指定職員(以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。)は、法第三百九十六条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置に関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県指定職員又は総務省指定職員は、法第三百九十六条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

(法第三百八十二条の二第一項の者等)

第五十二条の十四 略

(法第三百八十二条の三の者等)

第五十二条の十五 略

3 道府県指定職員又は総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知に係る通知事項)

第五十二条の十七 法第三百九十六条の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査（法第三百九十六条の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三 法第三百九十六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四 法第三百九十六条の二第三項の規定の趣旨

2 法第三百九十六条の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行うとする場所を、同項第三号に掲げる事項については法第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査、法第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は法第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である旨を、それぞれ通知するものとし、法第三百九十六条の二第一項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならぬこととされているものである場合にはその旨を併せて

通知するものとする。

第二節の二 軽自動車税

（徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十二条の十八 市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定に

より物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三節 市町村たばこ税

（製造たばこの重量の本数への換算方法）

第五十三条 略

（本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等）

第三節 市町村たばこ税

（製造たばこの重量の本数への換算方法）

第五十三条 略

（本邦と外国との間を往来する本邦の船舶に準ずる遠洋漁業船等）

第五十三条の二 略

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十三条の二の二 市町村の徴税吏員は、法第四百七十条第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百七十条第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第五十三条の三 略

(市町村たばこ税の交付時期及び交付額等)

第五十三条の七 略

2 5 略

第四節 鉱産税

第五十三条の二 略

(申告書の提出期限の特例に係る要件)

第五十三条の三 略

(市町村たばこ税の交付時期及び交付額等)

第五十三条の七 略

2 5 略

第四節 鉱産税

(徴税吏員の鉅産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十三条の八 市町村の徴税吏員は、法第五百二十五条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第五百二十五条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第五百三十六条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十四条 略

第五節 特別土地保有税

(法第五百八十七条第一項の取得等)

第五十四条の三十二 略

2 4 略

(徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る提出物件の留置き、返

(法第五百三十六条第六項の申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十四条 略

第五節 特別土地保有税

(法第五百八十七条第一項の取得等)

第五十四条の三十二 略

2 4 略

還等)

第五十四条の三十二の二 市町村の徴税吏員は、法第五百八十八条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第五百八十八条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第五百九十三条第一項の土地の取得価額)

第五十四条の三十三 略

第六節 市町村法定外普通税

(法第六百七十二条第三号の給付)

第五十四条の五十九 略

(徴税吏員の市町村法定外普通税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十四条の五十九の二 市町村の徴税吏員は、法第六百七十四条第四項

(法第五百九十三条第一項の土地の取得価額)

第五十四条の三十三 略

第六節 市町村法定外普通税

(法第六百七十二条第三号の給付)

第五十四条の五十九 略

の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2| 市町村の徴税吏員は、法第六百七十四条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3| 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第六百八十八条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十四条の六十 略

(市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の六十一 略

第三章の二 狩猟税

(徴税吏員の狩猟税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十五条 道府県の徴税吏員は、法第七百条の五十九第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当

(法第六百八十八条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十四条の六十 略

(市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の六十一 略

第三章の二及び第三章の三 削除

第五十五条から第五十六条の十三まで 削除

該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七百条の五十九第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三章の三 削除

第五十六条から第五十六条の十まで 削除

第三章の四 入湯税

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十六条の十一 市町村の徴税吏員は、法第七百一条の五第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第七百一条の五第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還

第三章の四 入湯税

しなければならない。

3| 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第七百一条の十二第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の十二 略

(入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の十三 略

第三章の五 事業所税

(法第七百一条の三十一第一項第一号ハの人口)

第五十六条の十四 略

(法第七百一条の三十四第三項又は第五項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とをあわせ行う場合の従業者給与総額の計算)

第五十六条の四十九 略

(徴税吏員の事業所税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十六条の四十九の二 指定都市等の徴税吏員は、法第七百一条の三十

五第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種

(法第七百一条の十二第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の十三の二 略

(入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の十三の三 略

第三章の五 事業所税

(法第七百一条の三十一第一項第一号ハの人口)

第五十六条の十四 略

(法第七百一条の三十四第三項又は第五項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とをあわせ行う場合の従業者給与総額の計算)

第五十六条の四十九 略

類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2| 指定都市等の徴税吏員は、法第七百一条の三十五第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3| 指定都市等の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(事業所等が指定都市等とその他の市町村とにわたつて所在する場合等における課税標準の特例)

第五十六条の五十 略

第三章の六 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険
險税

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第五十六条の八十九の二 法第七百六条第二項に規定する国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(事業所等が指定都市等とその他の市町村とにわたつて所在する場合等における課税標準の特例)

第五十六条の五十 略

第三章の六 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険
險税

(特別徴収の対象とすべき老齢等年金給付等)

第五十六条の八十九の二 法第七百六条第二項に規定する国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。第五十六条の八十九の四第一号において同じ。）、障害基礎年金及び遺族基礎年金
- 二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（第五十六条の八十九の四において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- 三 略
- 四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（第五十六条の八十九の四において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金
- 五 略
- 六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 七 略
- 八 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律

- 一 国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第九条の三第一項による老齢年金を含む。次条第一号 において同じ。）、障害基礎年金及び遺族基礎年金
- 二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「昭和六十年国民年金等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（次条 において「旧国民年金法」という。）による老齢年金、通算老齢年金及び障害年金
- 三 略
- 四 昭和六十年国民年金等改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（次条 において「旧厚生年金保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金及び通算遺族年金 同上
- 五 略
- 六 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法及び昭和六十年国共済法等改正法第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（次条 において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金
- 七 略
- 八 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律

第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（第五十六条の八十九の四において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九 略

十 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（第五十六条の八十九の四において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

2

法第七百六条第二項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（第五十六条の八十九の四において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金

二 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。第五十六条の八十九の四において同じ。）のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

第八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び昭和六十年地共済法等改正法第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（次条において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

九 略

十 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（次条において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

2

法第七百六条第二項に規定する前項に定める年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 昭和六十年国民年金等改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（次条において「旧船員保険法」という。）による老齢年金、通算老齢年金、障害年金及び遺族年金

二 移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（次号において「平成十三年厚生農林統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。次条において同じ。）のうち、障害共済年金及び遺族共済年金

三 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。第五十六条の八十九の四において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

3 法第七百六条第二項に規定する政令で定める世帯主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該世帯主の老齢等年金給付の年額（当該年度分の老齢等年金給付の額の総額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。次号及び第五十六条の八十九の九第一項において同じ。）が十八万円未満である場合その他の当該世帯主が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第三百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない場合
- 二 四 略

（徴税吏員の水利地益税等に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十六条の八十九の三 地方団体の徴税吏員は、法第七百七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 地方団体の徴税吏員は、法第七百七条第四項の規定により留め置いた

三 移行農林年金（平成十三年厚生農林統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。次条 において同じ。）のうち、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金

3 法第七百六条第二項に規定する政令で定める世帯主は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する者とする。

- 一 当該世帯主の老齢等年金給付の年額（当該年度分の老齢等年金給付の額の総額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。次号及び第五十六条の八十九の八第一項において同じ。）が十八万円未満である場合その他の当該世帯主が当該市町村の行う介護保険の介護保険法第三百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者でない場合
- 二 四 略

物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還し
なければならぬ。

3 地方団体の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意を
もつて管理しなければならない。

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第五十六条の八十九の四 略

(既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収に関する読替え)

第五十六条の八十九の五 略

2 略

(支払回数割保険税額の見込額の算定方法)

第五十六条の八十九の六 略

(新たに特別徴収対象被保険者となつた者に係る仮徴収に関する読替え

第五十六条の八十九の七 略

(新たに仮徴収を行う場合の取扱い)

第五十六条の八十九の八 略

(年金保険者の市町村に対する通知)

(特別徴収の対象となる老齢等年金給付の順位)

第五十六条の八十九の三 略

(既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る仮徴収に関する読替え)

第五十六条の八十九の四 略

2 略

(支払回数割保険税額の見込額の算定方法)

第五十六条の八十九の五 略

(新たに特別徴収対象被保険者となつた者に係る仮徴収に関する読替え

第五十六条の八十九の六 略

(新たに仮徴収を行う場合の取扱い)

第五十六条の八十九の七 略

(年金保険者の市町村に対する通知)

第五十六条の八十九の九 略

2 略

(市町村と年金保険者との間における通知の經由)

第五十六条の八十九の十 略

2 略

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例)

第五十六条の八十九の十一 略

(法第七百二十一条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の九十 略

第三章の七 法定外目的税

(法第七百三十三条の二第三号の給付)

第五十六条の九十二 略

(徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十六条の九十二の二 地方団体の徴税吏員は、法第七百三十三条の四

第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類

第五十六条の八十九の八 略

2 略

(市町村と年金保険者との間における通知の經由)

第五十六条の八十九の九 略

2 略

(年金保険者が地方公務員共済組合である場合の納入の特例)

第五十六条の八十九の十 略

(法第七百二十一条第六項の納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合)

第五十六条の九十 略

第三章の七 法定外目的税

(法第七百三十三条の二第三号の給付)

第五十六条の九十二 略

及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならぬ。

2| 地方団体の徴税吏員は、法第七百三十三条の四第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3| 地方団体の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の六まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条第七項、第八条の二から第八条の四まで、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、法本則（法第七十二条の二十三第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。））、第七十二条の二十四の七第一項第二号（同条第五項第十号に掲げる医療法人に係る部分に限る。）、第七十二条の四十九の八第一項ただし書（社会保険診療に係る部分に限る。）、第七十三条の十四第五項から第十項まで、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の六まで、第八十条第二項、第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第八条第七項、第八条の二から第八条の四まで、第九条の二の二から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の三第一項、第十二条の二の六、第十二条の二の八、第十二条の二の九、第十三条、第十四条、第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十七

条から第三十条まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三
条の二から第四十一条までの規定とする。

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四 条 略

2 5 11 略

12 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲
げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれ
ぞれ読み替えるものとする。

略

法第三十二条 第八項及び第 九項	道府県民税に 関する申告書	道府県民税に関する申告書(附則第四条 第七項第二号の規定により読み替えて適 用される第四十五条の二第四項の規定に よる申告書を含む。)
第七條の十九 第七項	道府県民税に 関する申告書	道府県民税に関する申告書(法附則第四 条第七項第二号の規定により読み替えて 適用される法第四十五条の二第四項の規

条から第三十条まで、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十三
条の二から第四十一条までの規定とする。

附 則

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四 条 略

2 5 11 略

12 法附則第四条第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲
げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれ
ぞれ読み替えるものとする。

略

法第三十二条 第八項	道府県民税に 関する申告書	道府県民税に関する申告書(附則第四条 第七項第二号の規定により読み替えて適 用される第四十五条の二第四項の規定に よる申告書を含む。)
第七條の十九 第七項	を含む	及びその時まで提出された法附則第四 条第七項第二号の規定により読み替えて 適用される法第四十五条の二第四項の規

定による申告書を含む。

13
～
19
略

20 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

法第三百十三
条第八項及び
第九項

による申告書

による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）

略

第四十八条の
九の二第八項

による申告書

による申告書（法附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四条の二 略

2
～
10
略

定による申告書を含む

13
～
19
略

20 法附則第四条第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

法第三百十三
条第八項

を含む

及びその時まで提出された附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む

法第三百十三
条第九項

による申告書（附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）

略

第四十八条の
九の二第八項

を含む

及びその時まで提出された法附則第四条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される法第三百十七条の二第四項の規定による申告書を含む

（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四条の二 略

2
～
10
略

11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三十二条 第八項及び第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
第七條の十九 第七項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）

12～18 略

19 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略	略	略
---	---	---

11 法附則第四条の二第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三十二条 第八項	を含む	及びその時まで提出された附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
法第三十二条 第九項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書（附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。）
第七條の十九 第七項	を含む	及びその時まで提出された法附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む

12～18 略

19 法附則第四条の二第十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三	を含む	及びその時まで提出された附則第四条
略	略	略

法第三百十三 条第八項及び 第九項	による申告書	による申告書（附則第四条の二第十三項 第二号の規定により読み替えて適用され る第三百十七條の二第四項の規定による 申告書を含む。）
第四十八條の 九の二第八項	による申告書	による申告書（ 法附則第四 条の二第十三項第二号の規定により読み 替えて適用される法第三百十七條の二第 四項の規定による申告書を含む。）

略

第五条の四 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二條若しくは第九十五條第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二條の十一第

法第三百十三 条第九項	による申告書	の二第十三項第二号の規定により読み替 えて適用される第三百十七條の二第四項 の規定による申告書を含む
第四十八條の 九の二第八項	を含む	及びその時まで提出された法附則第四 条の二第十三項第二号の規定により読み 替えて適用される法第三百十七條の二第 四項の規定による申告書を含む

略

第五条の四 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條の七第六項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二條の七第六項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二條若しくは第九十五條第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第四十二條の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二條の十一第

六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十四十二条の七第七項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律

六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項及び第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律

(平成八年法律第十七号) 附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。) 附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八條の六第六一、第八條の十三第三一、第八條の七第一一、第八條の二十第一一及び第八條の二十三第一一	第六十二條の三第一一	第六十二條の三第一一若しくは第八項又は第六十三條第一一	第六十二條の三第一一若しくは第八項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五條第一一の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二條の三第一一又は第八項を含む。)、第六十三條第一一(租税特別措置法の一部
---	------------	-----------------------------	---

(平成八年法律第十七号) 附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項、第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号。以下この条において「平成十年租税特別措置法改正法」という。) 附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定により法人税額について加算された金額がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八條の六第六一、第八條の十三第三一、第八條の七第一一、第八條の二十第一一及び第八條の二十三第一一	第六十二條の三第一一	第六十二條の三第一一若しくは第八項又は第六十三條第一一	第六十二條の三第一一若しくは第八項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五條第一一の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二條の三第一一又は第八項を含む。)、第六十三條第一一(租税特別措置法の一部
---	------------	-----------------------------	---

を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を

を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を

改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項

改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十一項若しくは第十二項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、第四十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項

を含む。) (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。) 若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号) 附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一百

を含む。) (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号) 附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。) 若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六号) 附則第七十七条の規定によりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項

四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年

	<p>、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年</p>
--	---

<p>二項 第八條の六第 二項</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三條第一項</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第八項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八</p>	<p>法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項</p>
<p>二項 第八條の六第 二項</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三條第一項</p>	<p>第六十二條の三第一項若しくは第八項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八</p>	<p>法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十三條の二第一項</p>

年法律第十七号) 附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。) 、第六十三条第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号) 附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。) (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。) 若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号) 附則第九十二条若しくは第九十五条

年法律第十七号) 附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む。) 、第六十三条第一項(租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号) 附則第十四条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。) (租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む。) 若しくは所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号) 附則第九十二条若しくは第九十五条

第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第六項若しくは第七項、第四

第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の第六項若しくは第七項、第四

十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有するこ

十二条の七第六項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成四年法律第十四号）附則第二十条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項を含む。）（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第二十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する場合を含む。）若しくは第七項、第四十二条の十第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第七十七条の規定によりなお効力を有するこ

ととされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項、租税特別措置法の一部を改

ととされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、租税特別措置法の一部を改

正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお

正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）附則第十五条第三項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第三項の規定によりその例によることとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）附則第二十条第四項の規定によりなお

	効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項
--	--

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

2～11 略

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三十二条第八項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の二の六第八項において準用する第五項の二の六第四項の規定による申告書を含む。)
略	略	略
第七条の十九第七項	道府県民税に関する申告書	道府県民税に関する申告書(法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)

	効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項
--	--

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第十八条の五 略

2～11 略

12 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第五項又は第八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三十二条第八項	を含む	及びその時まで提出された附則第三十五条の二の六第八項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む
略	略	略
第七条の十九第七項	を含む	及びその時まで提出された法附則第三十五条の二の六第八項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む

13
25
略

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三 条第八項	による申告書	による申告書（ 附則第三十 五条の二の六第十八項において準用する 第三百十七條の二第四項の規定による申 告書を含む。）	略
第四十八條の 九の二第八項	による申告書	による申告書（ 法附則第三 十五條の二の六第十八項において準用す る法第三百十七條の二第四項の規定によ る申告書を含む。）	略

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十八条の六 略

2
15
略

16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものと

13
25
略

26 第二十一項から前項までに定めるもののほか、法附則第三十五条の二の六第十五項又は第十八項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三 条第八項	を含む	及びその時まで提出された附則第三十 五条の二の六第十八項において準用する 第三百十七條の二第四項の規定による申 告書を含む	略
第四十八條の 九の二第八項	を含む	及びその時まで提出された法附則第三 十五條の二の六第十八項において準用す る法第三百十七條の二第四項の規定によ る申告書を含む	略

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第十八条の六 略

2
15
略

16 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第三項又は第六項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものと

する。

法第三十二条 第八項	道府県民税に 関する申告書	道府県民税に関する申告書（附則第三十 五条の三第六項において準用する第四十 五条の二第四項の規定による申告書を含 む。）	略
第七条の十九 第七項	道府県民税に 関する申告書	道府県民税に関する申告書（法附則第三 十五條の三第六項において準用する法第 四十五條の二第四項の規定による申告書 を含む。）	略
17 32 略			
33	前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十一項又は第十 四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるも のとする。		
法第三百十三 条第八項	による申告書	による申告書（ 附則第三十 五条の三第十四項において準用する第三 百十七條の二第四項の規定による申告書 を含む。）	略
第四十八條の	による申告書	による申告書（ 法附則第三	略

する。

法第三十二条 第八項	を含む	及びその時まで提出された附則第三十 五条の三第六項において準用する第四十 五条の二第四項の規定による申告書を含 む	略
第七条の十九 第七項	を含む	及びその時まで提出された法附則第三 十五條の三第六項において準用する法第 四十五條の二第四項の規定による申告書 を含む	略
17 32 略			
33	前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の三第十一項又は第十 四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の 中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるも のとする。		
法第三百十三 条第八項	を含む	及びその時まで提出された附則第三十 五条の三第十四項において準用する第三 百十七條の二第四項の規定による申告書 を含む	略
第四十八條の	を含む	及びその時まで提出された法附則第三	略

九の二第八項	第十五条の三第十四項において準用する法第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む。）
--------	---

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)
第十八条の七の二 略

2～7 略

8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三十二条第八項	道府県民税に 関する申告書	道府県民税に関する申告書(附則第三十五条の四の二第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)	略
第七条の十九第七項	道府県民税に 関する申告書	道府県民税に関する申告書(法附則第三十五条の四の二第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。)	略

9～16 略
17 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第七項又は第

九の二第八項	第十五条の三第十四項において準用する法第三百七十七条の二第四項の規定による申告書を含む
--------	---

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)
第十八条の七の二 略

2～7 略

8 前二項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三十二条第八項	を含む	及びその時まで提出された附則第三十五条の四の二第四項において準用する第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む	略
第七条の十九第七項	を含む	及びその時まで提出された法附則第三十五条の四の二第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む	略

9～16 略
17 前三項に定めるもののほか、法附則第三十五条の四の二第七項又は第

十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三 条第八項	による申告書	による申告書（ 附則第三十 五条の四の二第十項において準用する第 三百十七条の二第四項の規定による申告 書を含む。）
第四十八条の 九の二第八項	による申告書	による申告書（ 法附則第三 十五条の四の二第十項において準用する 法第三百十七条の二第四項の規定による 申告書を含む。）

第三十条 略
（東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例）

2 法附則第五十条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、その者の平成二十三年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、同年において生じた法第七十二条の四十九の十二第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に達するまでの金額とする。

十項の規定の適用がある場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第三百十三 条第八項	を含む	及びその時までに提出された附則第三十 五条の四の二第十項において準用する第 三百十七条の二第四項の規定による申告 書を含む
第四十八条の 九の二第八項	を含む	及びその時までに提出された法附則第三 十五条の四の二第十項において準用する 法第三百十七条の二第四項の規定による 申告書を含む

第三十条 略
（東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例）

2 法附則第五十条第四項第三号に規定する政令で定めるものは、その者の平成二十三年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、同年において生じた法第七十二条の四十九の八第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に達するまでの金額とする。

附則第五条による改正（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号））

改 正 案	現 行
<p>（課税の特例） 第二十五条 略</p> <p>2 機構に対する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「九年以内に開始した事業年度」とあるのは「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文（）」とあるのは「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文（）」とする。</p>	<p>（課税の特例） 第二十五条 略</p> <p>2 機構に対する地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「七年以内に開始した事業年度」とあるのは「に開始した事業年度」と、「同法第五十七条第一項本文（）」とあるのは「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法第五十七条第一項本文（）」とする。</p>